

府中市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

令和 4 年 1 0 月

府 中 市

目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
1. 1 計画の基本事項	1
1. 2 計画の構成	4
第 2 章 ごみ処理の現状及び課題	5
2. 1 本市のごみ処理事業	5
2. 2 平成 29 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価	30
2. 3 国や東京都の動向	41
2. 4 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題	48
第 3 章 ごみ処理基本計画	54
3. 1 基本的な枠組み	54
3. 2 ごみ処理基本計画の目標値	56
3. 3 施策の内容	60
3. 4 計画の推進体制	67
第 4 章 食品ロス削減推進計画	69
4. 1 背景	69
4. 2 本市における食品ロスの現状及び課題	70
4. 3 食品ロス削減推進計画の目標値	72
4. 4 施策の内容	73
第 5 章 生活排水処理基本計画	76
5. 1 生活排水処理の現状	76
5. 2 生活排水処理基本計画	78

第 1 章 計画の基本事項

1. 1 計画の基本事項

1. 1. 1 計画策定の背景

本市では長い間、ダストボックスによる家庭ごみの無料収集を行ってきました。市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみ量は減少傾向にあり、リサイクル率も比較的高い水準を保ってきましたが、市民 1 人当たりのごみ量は多摩地域 26 市の中でも多く、さらなるごみの減量・リサイクルを推進することが不可欠となっていました。このような中、国や東京都でもごみの有料化導入の流れが出てくるとともに、府中市廃棄物減量等推進審議会から、平成 19 年 1 月と平成 20 年 5 月の 2 回にわたり、「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」等を中心にしたごみ収集方法の見直しが必要であるとの答申書が提出されました。

市では答申を受け、ごみ収集方法変更の検討を開始し、平成 21 年 3 月の市議会で、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」を改正、平成 22 年 2 月に「ごみ改革」（家庭ごみの収集方法の変更：ダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集の実施）を行いました。このごみ改革により、平成 23 年度にはごみの減量・資源化等に大きな成果を挙げました。しかし、その後のごみ量は概ね横ばいの状況となっており、さらなるごみの減量を進めるための施策が必要となっています。特にリデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）を意識した生活スタイルへの転換を図り、資源物を含めた総ごみ量の削減を図る取組が求められています。

さらに、近年国では、災害廃棄物や食品ロス、プラスチック類に係る法制度等を新たに整備するとともに、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。本市でも、老朽化の進む府中市リサイクルプラザの更新や統廃合等の検討を開始したほか、令和 3 年 11 月にゼロカーボンシティを表明しており、ごみ処理についても基本的な方針等を見直すべき時期に来ていると言えます。

本市における一般廃棄物処理基本計画は平成 29 年度に改定しましたが、前述のような状況を踏まえ、当初の予定どおり策定から 5 年後の見直しを行い、令和 5 年度開始の新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

1.1.2 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立った一般廃棄物の3Rの推進、適正処理等の本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

国の方針では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10～15年先におき、概ね5年ごとに見直すこととされており、本計画は、平成29年度の一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理・リサイクル事業を取り巻く社会動向の変化等を踏まえ、必要な見直しを加えるものです。

1.1.3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、毎年度の一般廃棄物処理実施計画とともに策定される計画で、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成しています。また、令和元年度より施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）第13条第1項に基づき策定する食品ロス削減推進計画も内包した計画とします。

本計画は市の計画の中では「第7次府中市総合計画」（令和4年度～令和11年度）及び「第3次府中市環境基本計画」（令和5年度～令和12年度）を上位計画としています。

本計画は、できる限り環境に負担をかけず、資源物を循環させる“循環型都市『府中』”の実現に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを、市民・事業者の皆さんと共有し、共に連携し合っていくための中長期的な計画とします。

なお、本計画の策定に当たっては、多摩川衛生組合構成市及び東京たま広域資源循環組合の関連計画との整合・調和を図るものとします。

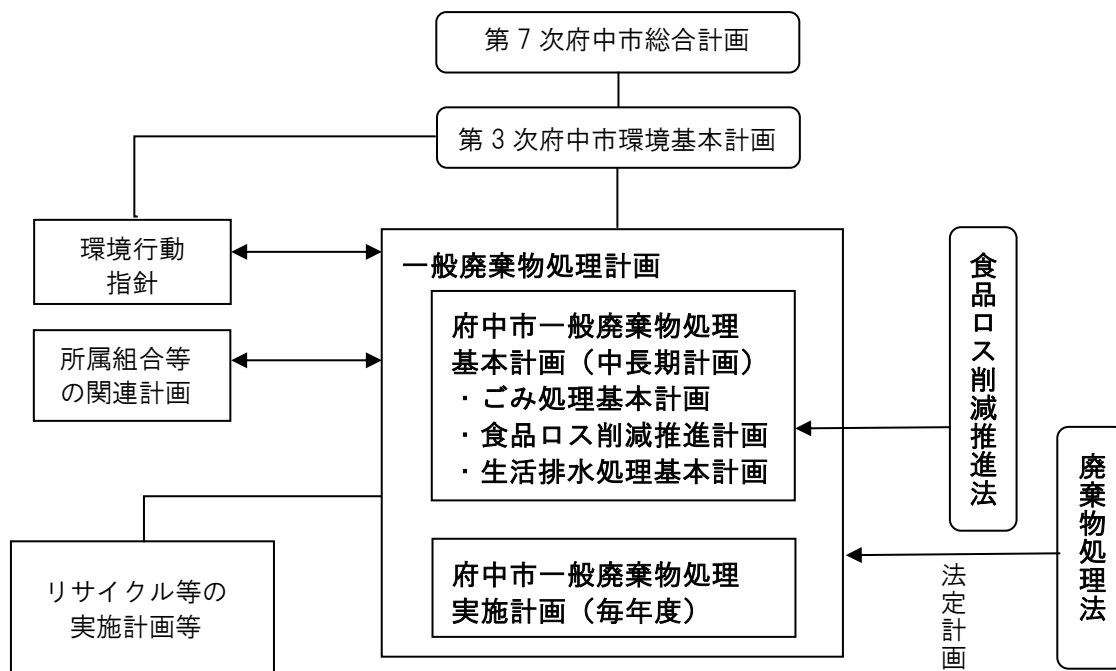


図 1-1 府中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

1.1.4 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、中間目標年度を令和9年度、最終目標年度を令和14年度とします。なお、「第7次府中市総合計画 前期基本計画 令和4年度～令和7年度」（以下「総合計画」といいます。）の目標年度は令和7年度、第3次府中市環境基本計画の目標年度は令和12年度となっています。

本計画は計画の進捗状況や社会情勢に応じ、概ね5年ごとを目途に見直しを図るものとします。

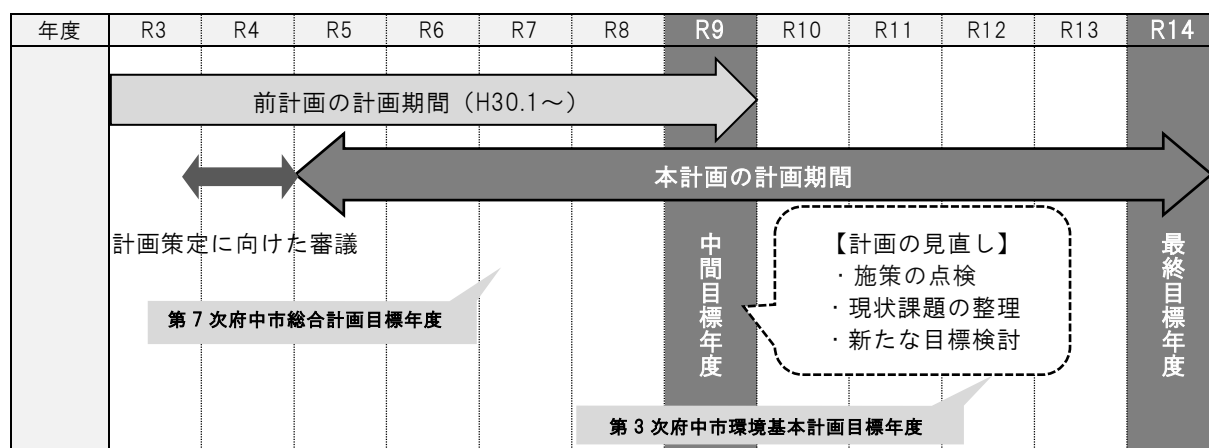


図 1-2 計画期間と目標年度

1.1.5 対象廃棄物

本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

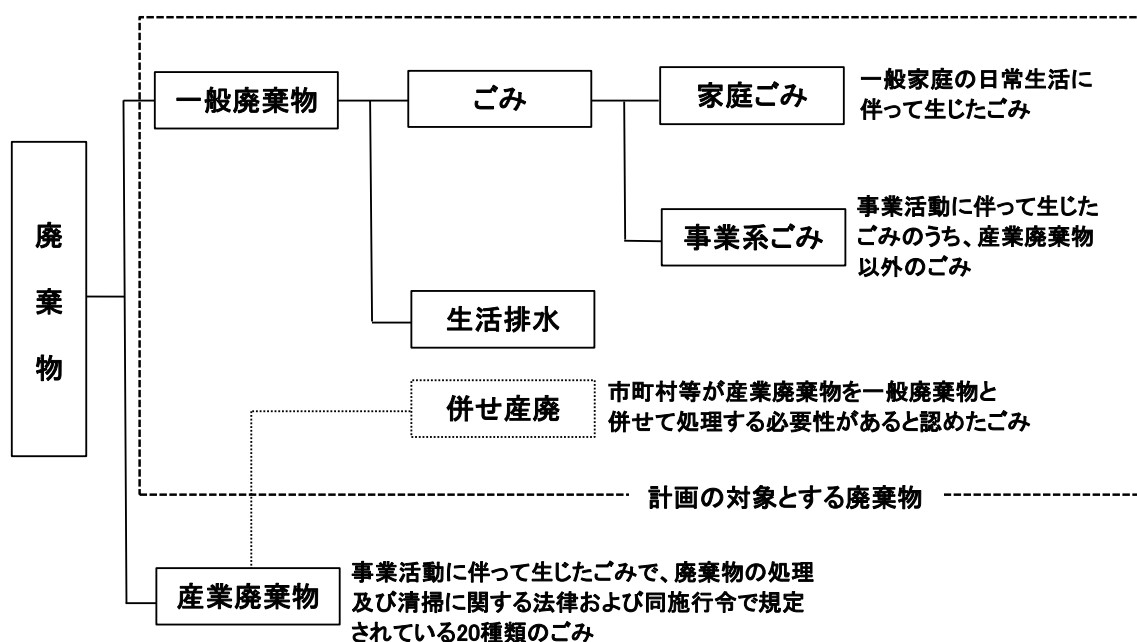


図 1-3 対象廃棄物

1.2 計画の構成

本章では、計画策定の背景等を述べてきましたが、続く第2章ではごみ処理の現状と課題を整理した上で、検討すべき課題を示します。第3章では基本理念・基本方針のほか、目標を具体的な数値として示し、達成に向けたそれぞれの施策を示します。

第4章では食品ロス、第5章では生活排水についての計画を示します。

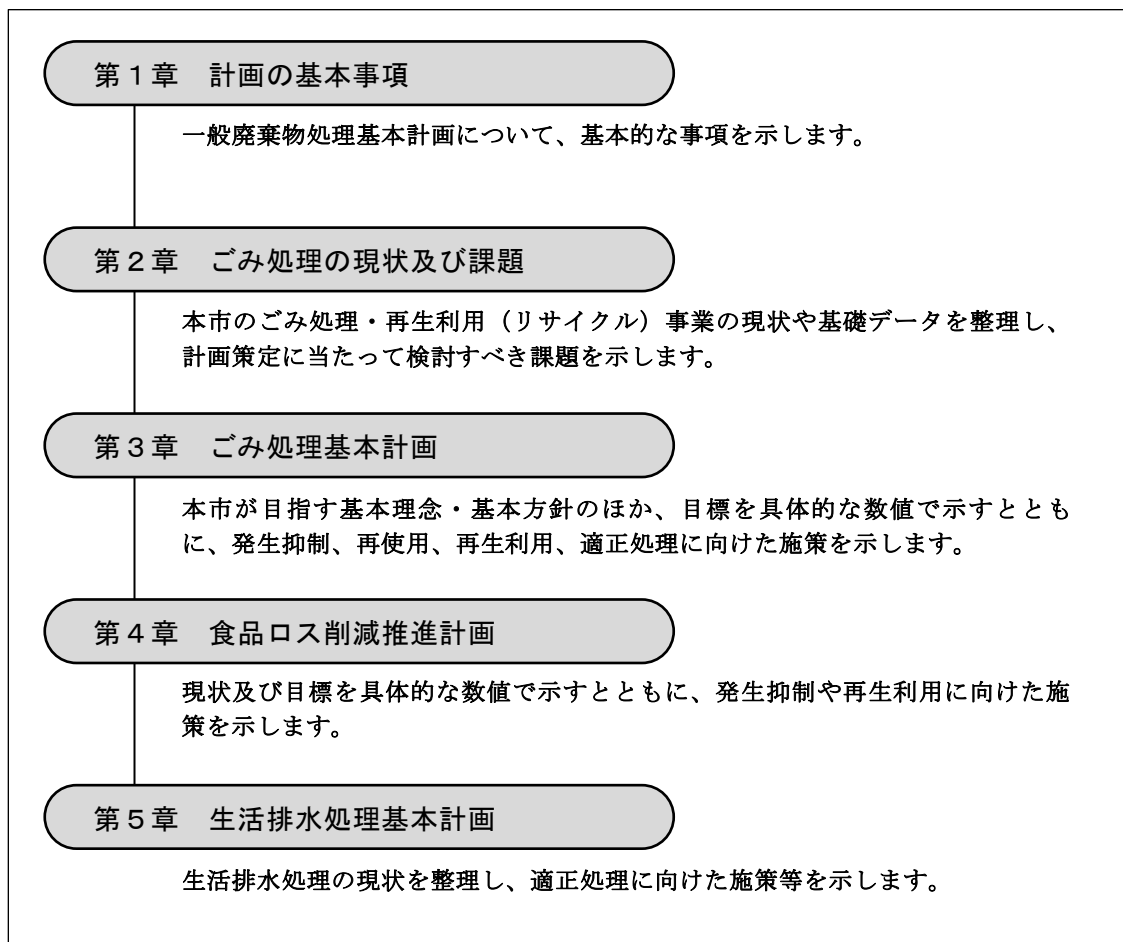


図 1-4 計画の構成

第2章 ごみ処理の現状及び課題

2.1 本市のごみ処理事業

2.1.1 沿革

本市の家庭ごみについては、燃やすごみは昭和43年から、燃やさないごみは昭和46年から市全域でダストボックス収集を行ってきました。一方、再生利用（リサイクル）については、自治会等の集団回収への支援を中心に進めてきましたが、平成に入り、びん、缶、紙類、布類等をダストボックス脇で分別収集するとともに、ペットボトルやトレイの拠点回収を開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成18年以降は燃やさないごみのプラスチックも分別収集の対象としました。

事業系ごみの燃やすごみについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」といいます。）による収集、もしくは事業者自らがクリーンセンター多摩川へ直接搬入することとなっています。

平成16年から5年間で1万tのごみ減量を目指す「1万トンごみ減量大作戦」を実施し、駅前やスーパー等の店頭でのキャンペーン活動等、様々な取組を展開した結果、平成21年度には平成13年度比で9,300tのごみの減量を実現しました。同時に、ダストボックス収集のあり方についても、市民・事業者・学識者が参加する「府中市廃棄物減量等推進審議会」での審議を経て、平成22年2月にダストボックスの撤去と併せ、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度を変更しました。この家庭ごみの収集方法変更に伴い、ごみの排出量が1日10kg未満の事業者（以下「少量排出事業者」といいます。）については、排出場所を特定するために登録制とし、平成22年7月からは従来の「燃やすごみ」に加え、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」についても市指定の有料袋による収集を開始しました。

さらに、発生抑制・リサイクルの推進に向け、使用済み小型家電のイベント回収（平成25年10月～）、羽毛布団のリサイクル（平成25年12月～）、陶磁器・ガラスのリサイクル（平成27年4月～）、宅配便を活用した使用済み小型家電回収（平成27年9月～）、生ごみ資源循環型モデル事業（平成27年12月～平成29年3月）、生ごみ処理機・剪定枝破碎機の貸し出し（平成29年6月～）、府中市食べきり協力店制度（平成30年10月～）等に取り組んでいます。また、平成29年度には、排出方法の一部変更を行い、汚れた容器包装プラスチックは「燃やすごみ」、小型充電式電池及び充電式電池が取り外せない小型家電は「危険ごみ」へ排出することとしています。

なお、第2次府中市環境基本計画において、重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標の1つとして、平成29年度までに「市民1人当たりのごみ・資源の排出量595g/人・日」を掲げていましたが、目標は達成できませんでした。また、総合計画においては、ごみ減量・3Rの推進の目標の1つとして、令和7年度までに「市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量359.8g/人・日」を掲げており（令和元年度実績は399.8g/人・日）、目標達成に向けては、より一層の取組の推進が求められます。

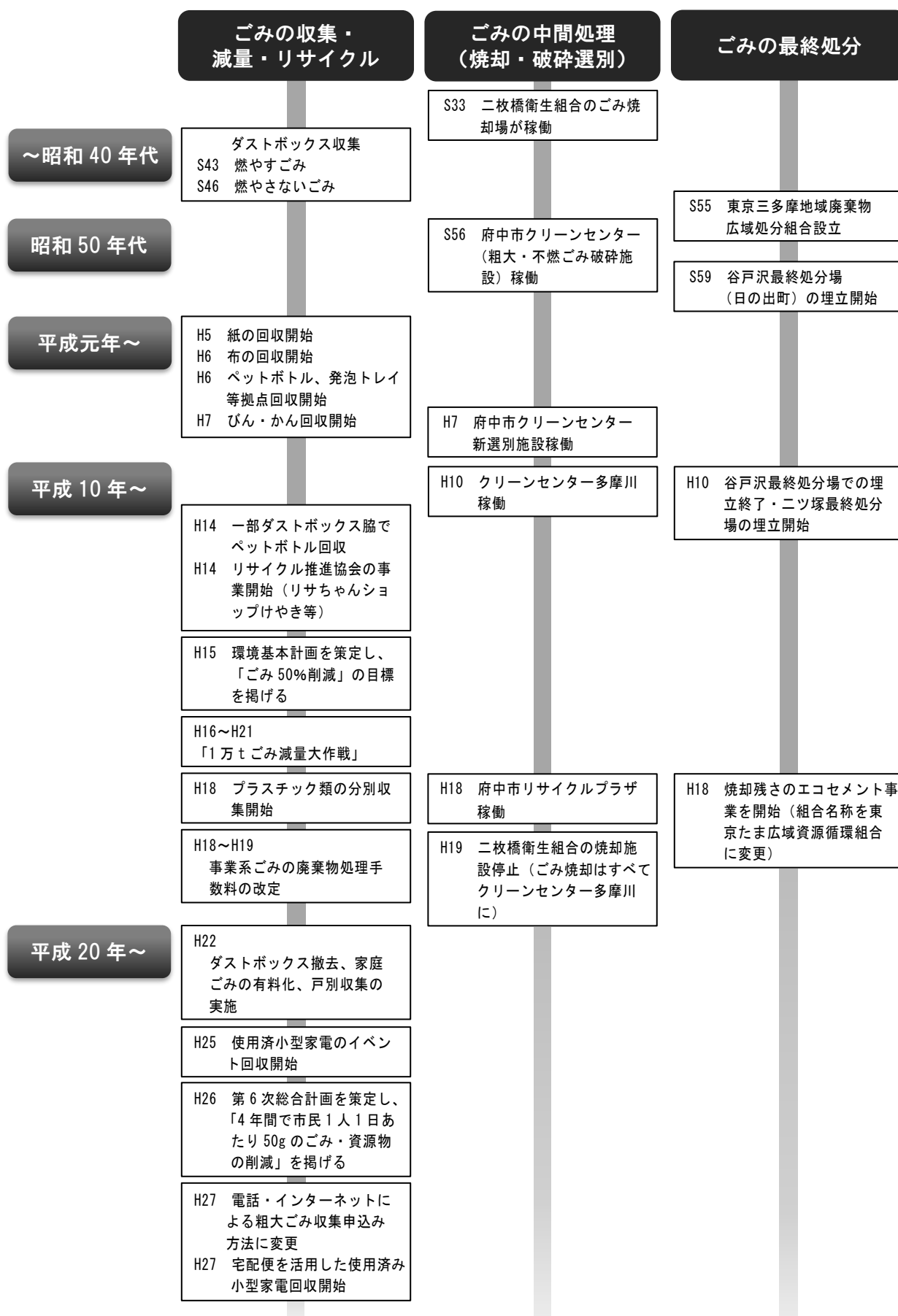


図 2-1 沿革 (1/2)

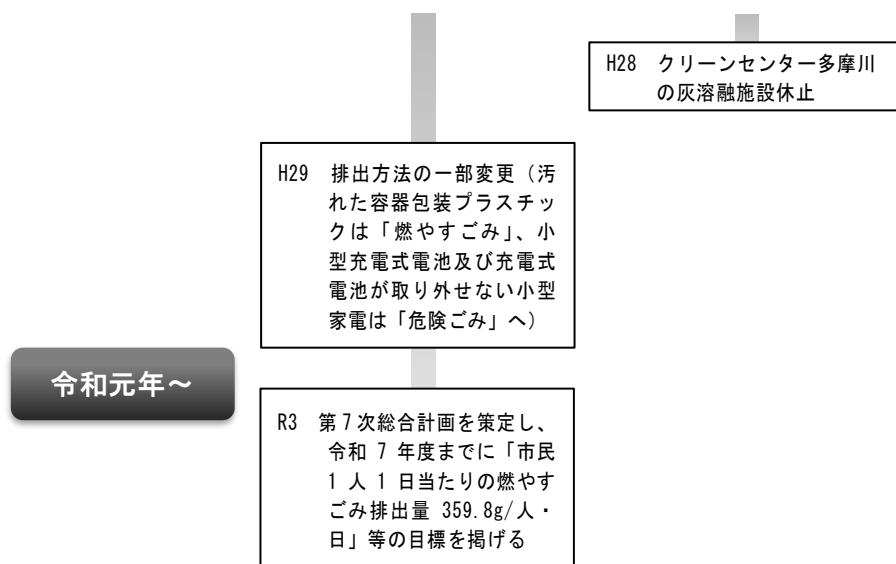


図 2-2 沿革 (2/2)

2.1.2 分別区分および排出方法

(1) 家庭ごみ

ア) 分別区分

家庭ごみの分別区分は表 2-1 のとおりです。

表 2-1 家庭ごみの分別区分（令和 3 年 12 月現在）

分別区分	主な対象
燃やすごみ	生ごみ/割りばし等の木製品/ティッシュ等の汚れた紙/レシート（感熱紙）/裏が銀色・茶色の紙パック/紙コップ・ヨーグルト・アイス等防水加工がされている紙容器/洗剤の紙箱 等
燃やさないごみ	プラスチック製品（プラマークのついてないもの）/プラスチックのおもちゃ/CD/DVD/金属製品/ゴム製品/ガラス/茶わん/白熱電球 等
容器包装 プラスチック	食品トレイ/総菜のパック/お菓子の袋/シャンプー等のボトル類/発砲スチロール 等プラマークのあるもの
粗大ごみ	最大辺（品物の最も長い 1 辺）が 40 センチメートル（電気製品は 30 センチメートル、棒状のものは 80 センチメートル）以上のもの
雑誌・雑がみ	雑誌/本/パンフレット等のチラシ類/包装紙/ティッシュやお菓子の紙箱/トイレットペーパーの芯/シュレッダーした紙 等
紙パック	紙パック
新聞	新聞/折り込みチラシ
段ボール	段ボール
古布・古着	衣類/タオル/タオルケット/薄手のカーテン 等
びん	飲食用のびん/化粧びん
かん	飲食用のかん
ペットボトル	飲料・酒類・特定の調味料（しょう油やめんつゆ等）のペットボトル
有害ごみ	蛍光灯/電球型蛍光ランプ/乾電池/水銀体温計等水銀を含むもの
危険ごみ	ライター/スプレー缶等ガスが含まれるもの/小型充電式家電/充電式電池
おむつ	子供用・介護用等のおむつ
落ち葉・下草	45 リットルまでの大きさの袋にいれたもの
剪定した枝	個人で自宅の庭木等を剪定した枝（一本の直径が 5 センチメートル未満）
家庭用廃食用油	家庭で使用した食用油
使用済みはがき・手紙	はがき/封筒

イ) 排出方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックの3品目については、市指定の有料袋での排出となっています。各品目の袋の大きさと料金は表2-2のとおりです。

表2-2 家庭ごみの袋の大きさと料金（令和3年12月現在）

単位:円/枚				
	5リットル (SS袋)	10リットル (S袋)	20リットル (M袋)	40リットル (L袋)
燃やすごみ	10	20	40	80
燃やさないごみ	10	20	40	80
容器包装プラスチック	5	10	20	40

市指定の有料袋で回収する3品目を含め、排出方法は表2-3のとおりです。

表2-3 家庭ごみの排出方法（令和3年12月現在）

分別区分	排出方法
燃やすごみ	市指定有料袋（緑色）
燃やさないごみ	市指定有料袋（オレンジ色）
容器包装プラスチック	市指定有料袋（ピンク色）
粗大ごみ	有料の粗大ごみシールを貼付 ※府中市のリサイクルプラザへの直接搬入も可 (1世帯当たり1日15点まで)
雑誌・雑がみ	雑誌：ひもで十字に縛る 雑がみ：雑誌に挟むか、紙袋に入れてひもで十字に縛る シュレッター紙：ビニール袋か紙袋に入れて、袋の口をとめて「シュレッター紙」と表示
紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	
段ボール	
古布・古着	透明・半透明の袋（45リットルまで）に入れてひもで十字に縛って「古布」と表示
びん	カゴ等の容器
かん	
ペットボトル	
有害ごみ	カゴ等の容器又は透明・半透明の袋
危険ごみ	小型充電式電池は所定リサイクル協力店のリサイクルボックス
おむつ	透明・半透明の袋（45リットルまで） ※「燃やすごみ」の収集日に排出
落ち葉・下草	
剪定した枝	粗大ごみコールセンターへ事前申込み ※5束まで無料 (1束は長さ60センチメートル、直径30センチメートル以内)
家庭用廃食用油	各文化センターへ持込み
使用済みはがき・手紙	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持込み

ウ) 市で収集しないごみ

次のごみについては、市の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼することとしています。

- (ア) 家電 6 品目（小売店等に処理を依頼）
家電リサイクル法の対象である洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機
- (イ) パソコン（メーカー等に処理を依頼）
資源有効利用促進法に基づきメーカーで処理が義務付けられているパソコン本体、ディスプレイ
- (ウ) オートバイ・原動機付自転車（廃棄二輪車取扱店等に処理を依頼）
- (エ) 適正処理が困難な物（処理業者等に処理を依頼）
プロパンガスボンベ、車・オートバイの部品、土砂・コンクリート、ピアノ、建築資材、バッテリー、消火器、廃油、たたみ、ブロック等

（２）事業系ごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理は、自己処理が原則です。許可業者へ処理を委託するか、クリーンセンター多摩川へ自己搬入することとなります。自己搬入した場合の事業系ごみの処理手数料は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に基づき、42 円/kg となっています。

分別区分は、基本的に家庭ごみと同じです（粗大ごみ、古布、有害ごみ、危険ごみ、おむつ、落ち葉・下草、剪定した枝葉、家庭廃食用油を除く）。

少量排出事業者については、市に事前登録をした事業者のみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックについて、事業系有料袋を使用し、市の収集へ排出することができます。

表 2-4 事業系ごみの袋の大きさ・価格（令和 3 年 12 月現在）

単位: 円/枚		
	23リットル (M袋)	45リットル (L袋)
燃やすごみ	120	250
燃やさないごみ	120	250
容器包装プラスチック	120	250

2.1.3 ごみ排出・処理の状況

(1) ごみ排出量

ア) 総ごみ排出量

過去 10 年間の総ごみ排出量（＝家庭ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量）の推移を図 2-3 に整理します。

総ごみ排出量は平成 24 年度から減少傾向を示していたものの、令和元年度から増加に転じ、令和 3 年度に減少しています。品目別では、家庭ごみが令和元年度から増加に転じ、令和 3 年度に減少しているほか、事業系ごみも令和元年度と令和 3 年度に増加しています。また、集団回収量は減少が続いています。

なお、原単位も同様の傾向を示しています。

※原単位は、排出量÷365 日÷人口（10 月 1 日現在の住民基本台帳）にて算出。以下同様。

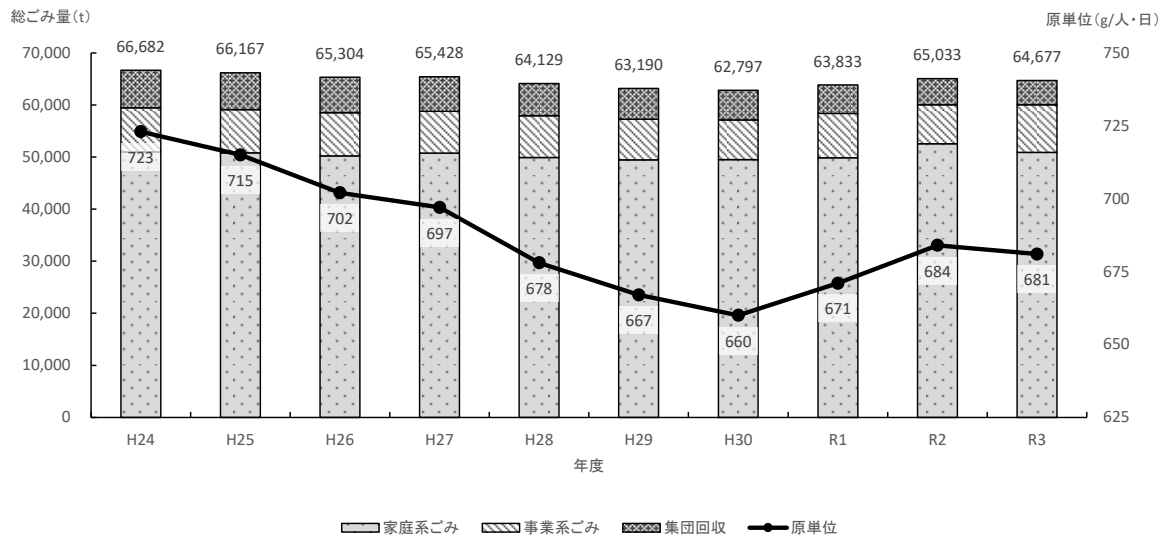


図 2-3 総ごみ排出量の推移

イ) 家庭ごみ量

過去10年間の家庭ごみ量の推移を図2-4に整理します。

家庭ごみ量は平成24年度から平成30年度まで概ね減少傾向にありましたが、令和元年度から令和2年度にかけて増加しています（前年度の5%増）。令和2年度の家庭ごみ量は過去10年間で最も多くなっており、これについては、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が変化し、ごみの排出傾向にも変化が現れた可能性が考えられます。また、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症に対して適応した生活に遷移し、影響度も令和2年度と比較して小さくなったことからごみ量が減少していることが考えられます。

なお、原単位及び品目別でも、同様の傾向を示しています。

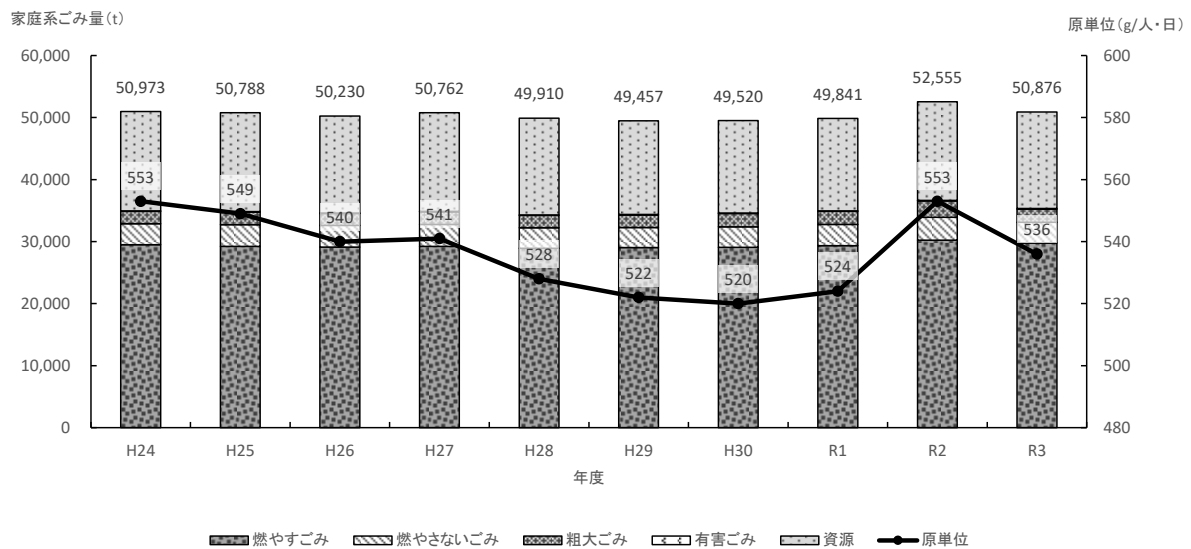


図 2-4 家庭ごみ量の推移

ウ) 事業系ごみ量

過去10年間の事業系ごみ量の推移を図2-5に整理します。

事業系ごみ量は平成24年度から減少傾向を示していますが、令和元年度のみ急激な増加を示しています（許可業者搬入分が増加）。これは、令和元年度における許可搬入業者の働き方改革に伴い、ごみ量に大きく干渉をした結果と考えられます。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴った事業活動の制限等により、ごみ量が減少したことが考えられます。また、令和3年度については過去10年間で最も多い発生量となっています。なお、原単位も同様の傾向を示しています。

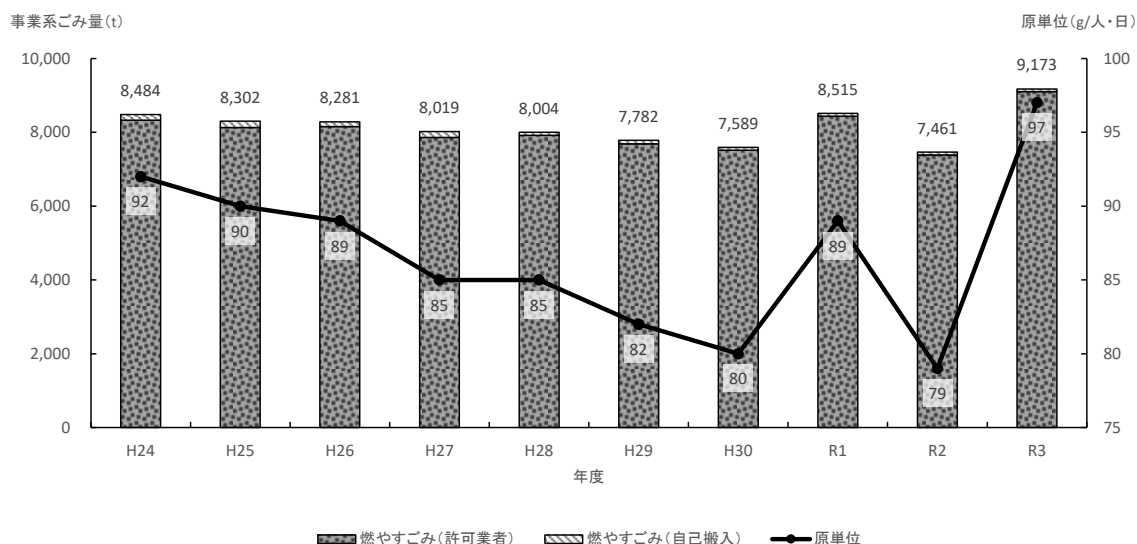
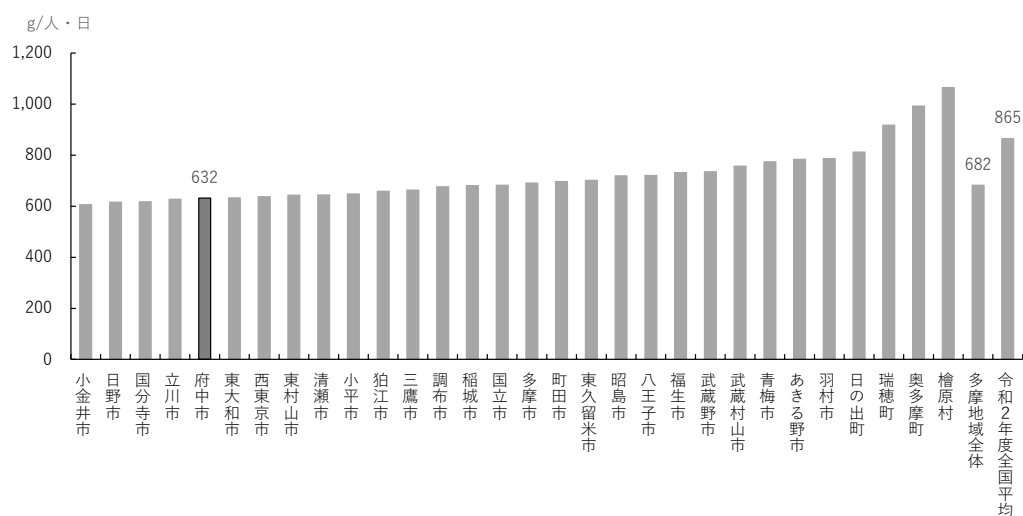


図 2-5 事業系ごみ量の推移

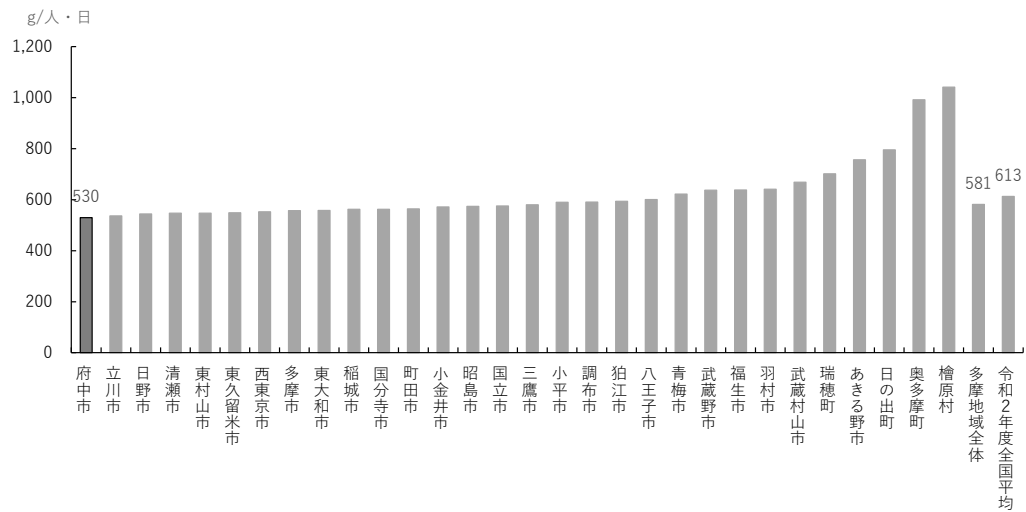
令和3年度における多摩地域30市町村の1人1日当たりの総ごみ量（家庭ごみ量＋事業系ごみ量）を図2-6に示します。本市は632g/人・日で、多摩地域の中では5番目に少なくなっています。この1人1日当たり総ごみ量は、事業系ごみや市で収集した資源物も含んだ排出量です。



出典) 多摩地域ごみ実態調査 2021(令和3)年度
環境省一般廃棄物処理実態調査結果 2020(令和2)年度

図 2-6 多摩地域各市町村の1人1日当たりの総ごみ量（令和3年度）

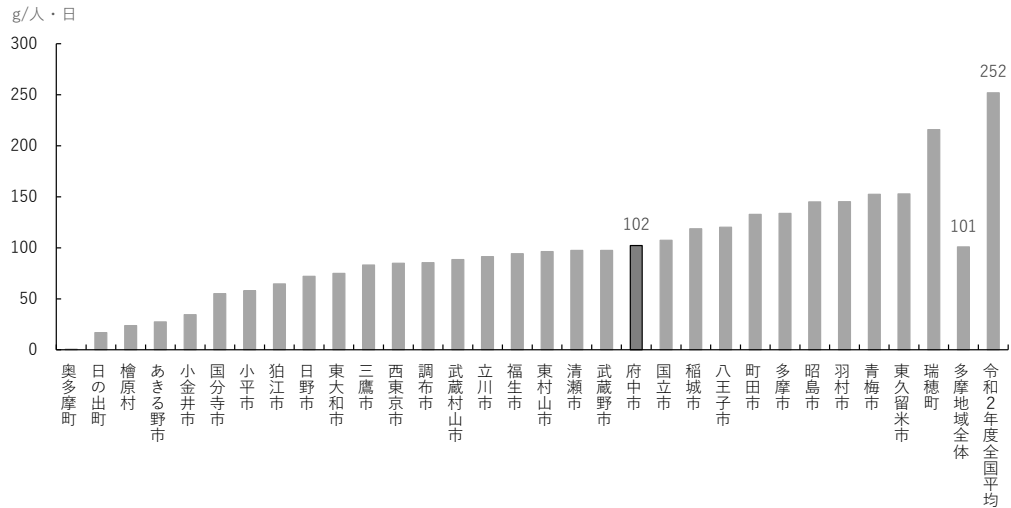
また、家庭ごみ量と事業系ごみ量の内訳をみると（図 2-7、図 2-8）、本市の家庭ごみ量は 530g/人・日で、多摩地域の中では最も少なくなっています。一方で、事業系ごみ量は 102g/人・日で、20 番目に少なくなっています。



※収集量＝家庭ごみ量とした。

出典）多摩地域ごみ実態調査 2021（令和3）年度
環境省一般廃棄物処理実態調査結果 2020（令和2）年度

図 2-7 多摩地域各市町村の1人1日当たりの家庭ごみ量（令和3年度）



※持込量＝事業系ごみ量とした。

出典）多摩地域ごみ実態調査 2021（令和3）年度
環境省一般廃棄物処理実態調査結果 2020（令和2）年度

図 2-8 多摩地域各市町村の1人1日当たりの事業系ごみ量（令和3年度）

エ) 集団回収量

過去 10 年間の集団回収量の推移を図 2-9 に示します。近年、回収量は減少傾向となっています。

また、集団回収量は平成 24 年度から減少傾向を示しています。品目別で平成 24 年度と令和 3 年度を比較すると、金属類以外はいずれも減少傾向を示していますが、特に新聞は、全国的に購読者数が大きく減少傾向にあることから、減少率が大きくなっていると考えられます。

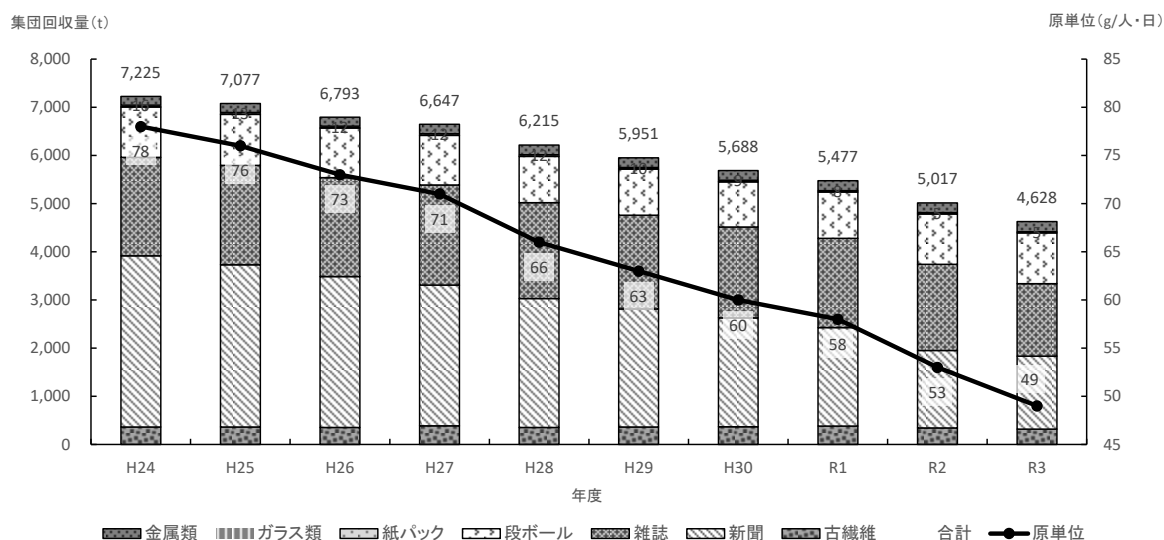
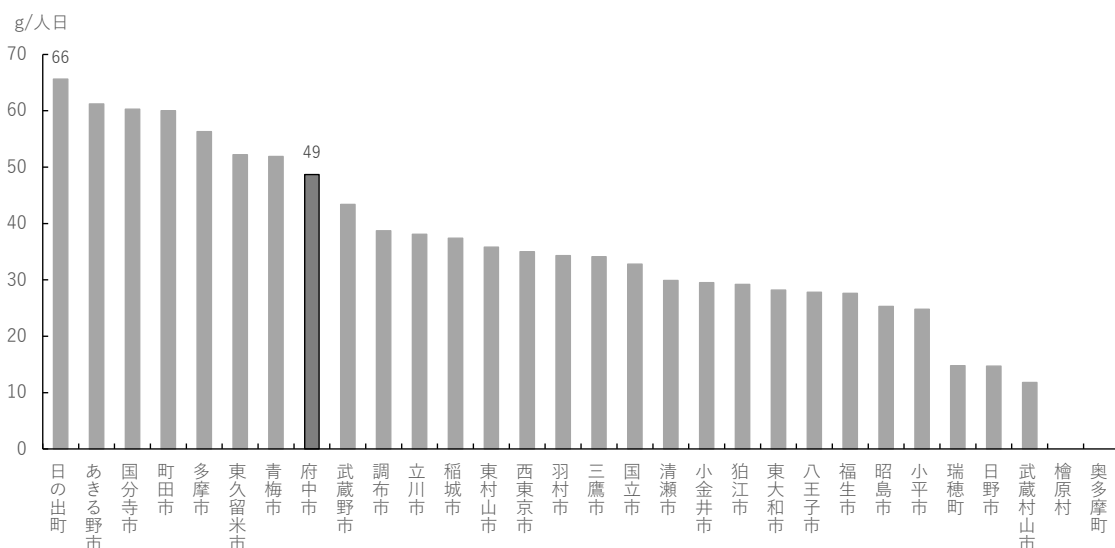


図 2-9 集団回収量の推移

令和 3 年度の回収量 4,628t は、1 人 1 日当たりに換算すると 49g/人・日です。これは多摩地区の中では、8 番目に高い水準となっています。



出典) 多摩地域ごみ実態調査 2021 (令和 3) 年度統計

図 2-10 多摩地域における 1 人 1 日当たり集団回収量（令和 3 年度）

(2) ごみ処理量

ア) 総資源化量

過去 10 年間の総資源化量（行政及び店頭回収量＋処理後資源化物＋集団回収量）の推移を図 2-11 に整理します。

総資源化量は概ね減少傾向を示していますが、平成 28 年度にわずかに増加し、令和 2 年度にも再び増加しています（令和 2 年度は前年度の約 4%増）。

なお、総資源化率も、同様の傾向を示しています。

※総資源化率（％）＝総資源化量÷（家庭ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量）×100

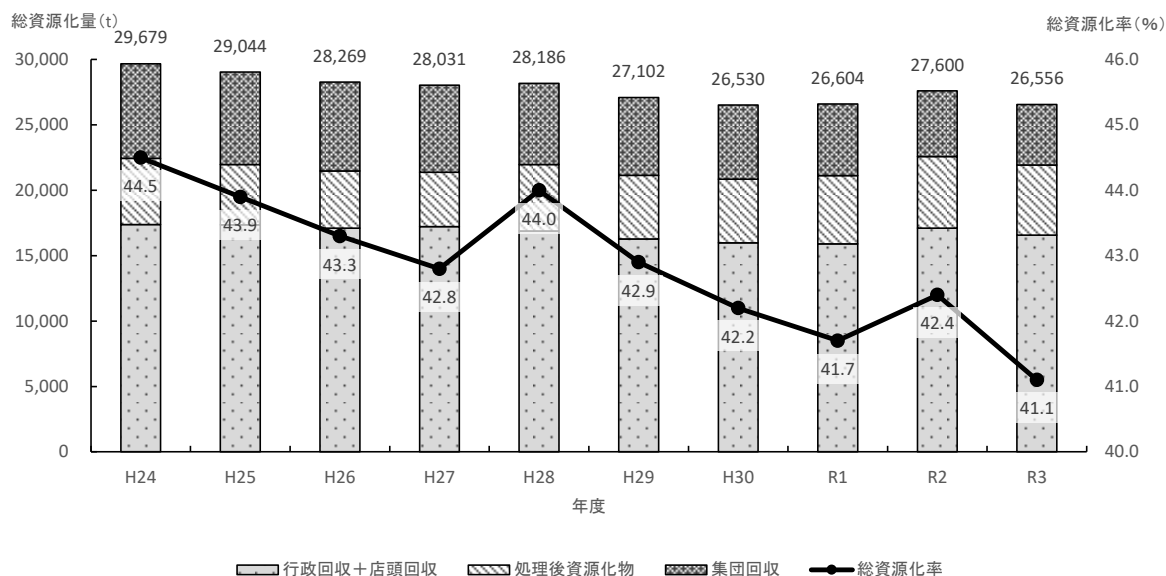
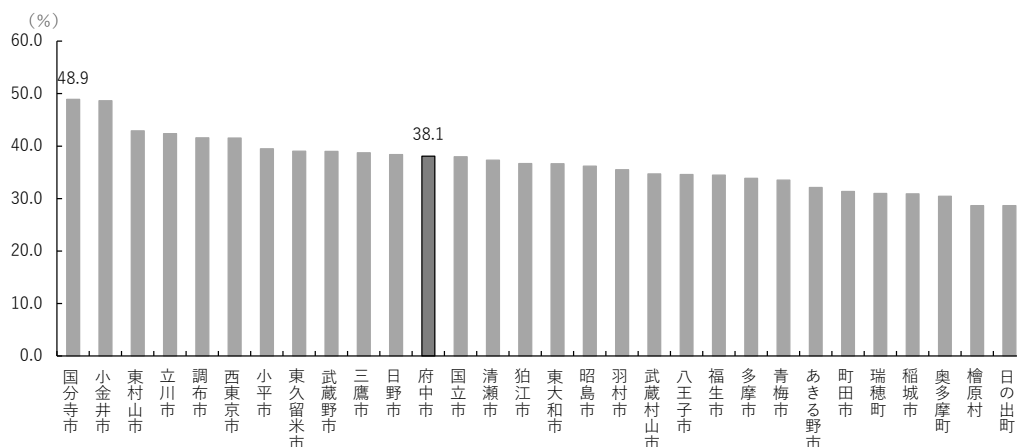


図 2-1-1 総資源化量の推移

令和 3 年度における本市の総資源化率は 38.1%※となっており、多摩地域の市町村の中で 12 番目に高い水準となっています。

※ここでの総資源化率は、資源物収集及び中間処理により選別された資源物の資源化量と集団回収量の合計を、総ごみ量と集団回収量の合計で除した数値であり、図 2-11 の総資源化率の違いとして、容器包装プラスチック及びペットボトルの資源化量を、収集量ではなく処理後量で見ていることによる。



出典) 多摩地域ごみ実態調査 2021 (令和 3) 年度統計

図 2-1-2 多摩地域各市町村の総資源化率 (令和 3 年度)

① 行政及び店頭回収量

過去10年間の行政回収量+店頭回収量の推移を図2-13に整理します。

行政回収量+店頭回収量は平成24年度から令和元年度までは減少傾向を示しているものの、令和2年度に増加しています（令和2年度は前年度の約8%増）。令和2年度の増加については、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が変化し、ごみの排出傾向にも変化が現れた可能性が考えられ、令和3年度はその影響力が小さくなったことにより行政回収量+店頭回収量が減少していると考えられます。

品目別でみると、令和2年度は段ボール、ガラス類及び金属が特に増加しています。

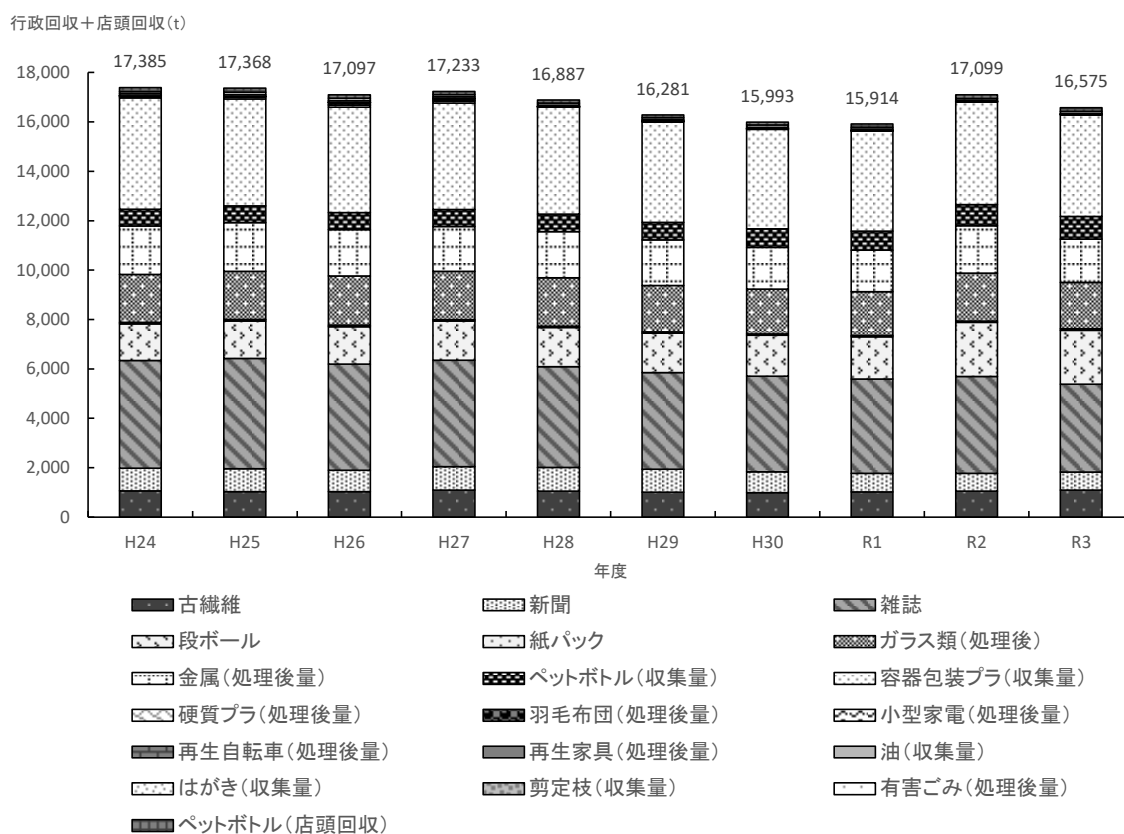


図 2-13 行政回収量+店頭回収量の推移

② 処理後資源化量

過去 10 年間の処理後資源化量（焼却処理後の灰やリサイクルプラザにて処理された不燃残さ等の資源化量）を図 2-14 に整理します。

処理後資源化量は平成 23 年度から平成 27 年度まで減少傾向を示していますが、平成 28 年度に大きく増加しています。その後、平成 30 年度まで再び減少し、令和 2 年度まで再び増加しています。

品目別でみると、平成 28 年度から溶融スラグ及び溶融メタルが大きく減少し、平成 29 年度以降は 0t となっています。それに対して、平成 28 年度からエコセメント化量が増加傾向を示しています。これは、平成 28 年 7 月末に多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川の灰溶融処理施設が休止し、焼却対象量に対する焼却残さ発生率が増加、結果としてエコセメント化施設への搬入量が増加したためと考えられます。

また、灰溶融処理施設の休止により焼却後の鉄分回収量も平成 28 年度以降増加し、近年は 200～300t 台で推移しています。

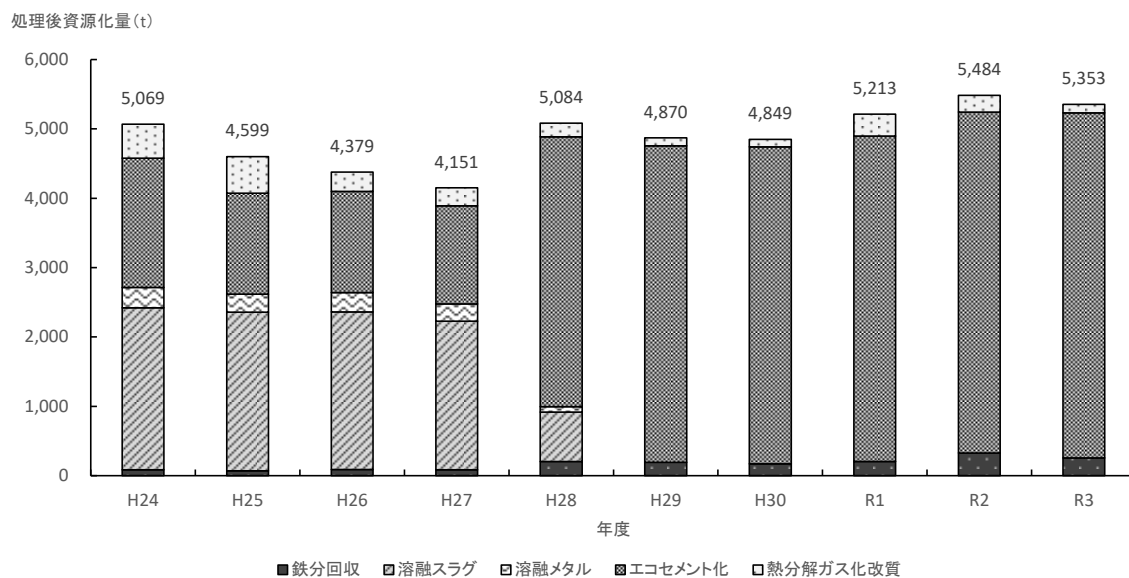


図 2-14 処理後資源化量の推移

イ) リサイクルプラザ搬入量

過去10年間の府中市リサイクルプラザ搬入量の推移を図2-15に整理します。

リサイクルプラザ搬入量は全体的には減少傾向にあったものの、平成30年度以降は増加に転じ、令和2年度には前年度の約10%増加しています。また、令和3年度には再び減少しています。

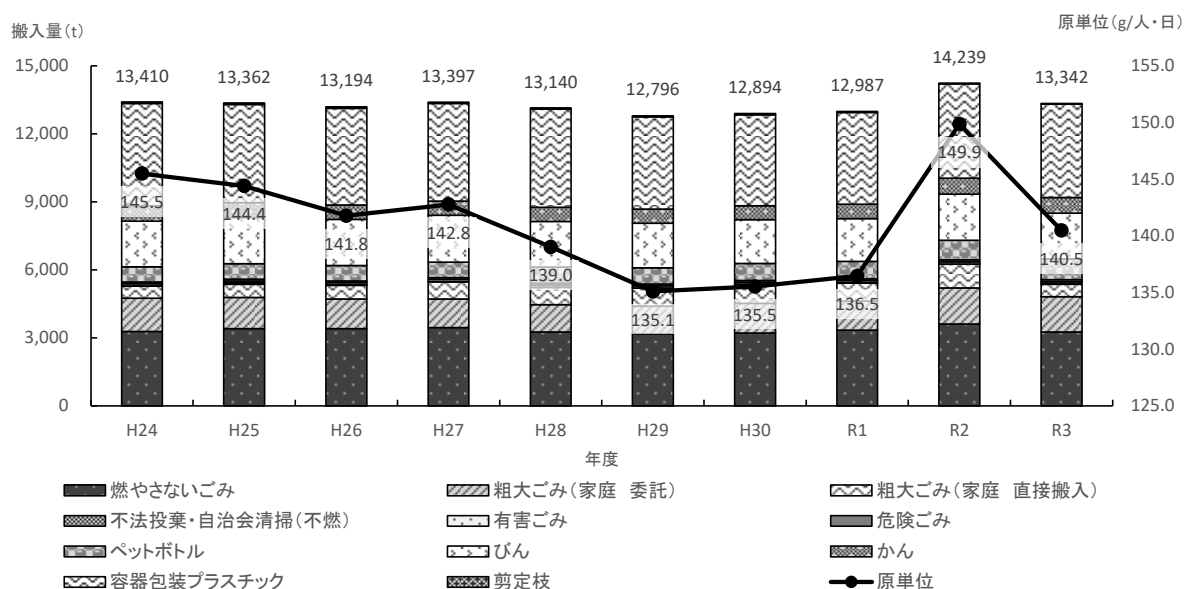


図 2-15 リサイクルプラザ搬入量の推移

ウ) 最終処分量

クリーンセンター多摩川から発生する焼却残さについては、同クリーンセンターにて灰溶融を行い溶融スラグ・溶融メタルを生成、または、平成18年7月から稼働している東京たま広域資源循環組合の東京たまエコセメント化施設へ一部搬出しエコセメント化していましたが、平成28年8月以降は東京たまエコセメント化施設へ搬出し全量エコセメント化しています。府中市リサイクルプラザから発生する不燃残さについては、彩の国資源循環工場にて熱分解ガス化改質処理を行い、ともに全量資源化しているため、最終処分量は0tとなっています。

(3) ごみの組成

令和4年6月・7月に実施したごみの組成分析調査^{※1}結果を図2-16、図2-17示します。

燃やすごみ（可燃ごみ）は生ごみ（厨芥）が約35%と最も多く、次いで資源化できない紙等のその他可燃物が約34%と多くなっています。一方、資源物や燃やさないごみ（不燃ごみ）といった分別不適物は約23%を占めており、中でも新聞や雑誌、段ボール、雑紙等の紙類が最も多く約10%、容器包装プラスチックが約9%^{※2}となっています。

また、令和4年度から開始した生ごみ（厨芥）の内訳の調査について、食品ロスにあたる直接廃棄及び食べ残しはそれぞれ約26%及び約16%となっており、残りの約58%は調理くずとなっています。さらに、直接廃棄のうち100%手つかずの直接廃棄が約22%と最も多くなっています。

燃やさないごみは約83%が正しく排出されています。一方、資源物や燃やすごみといった分別不適物は約17%を占めており、燃やすごみ以外では容器包装プラスチックが約5%と最も多くなっています。

容器包装プラスチックは約88%が正しく排出されています。一方、燃やすごみや燃やさないごみといった分別不適物は約12%を占めています（うち燃やすごみ約5%、燃やさないごみ約6%）。

※1：市内の戸建住宅地区、集合住宅地区、事業系地区から代表的な地区をそれぞれ選び、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」について分析した。結果は3地区の湿ベースでの重量を合計し、重量比を算出したもの。

※2：汚れており燃やすごみとして正しく排出された分も含まれていると考えられる。

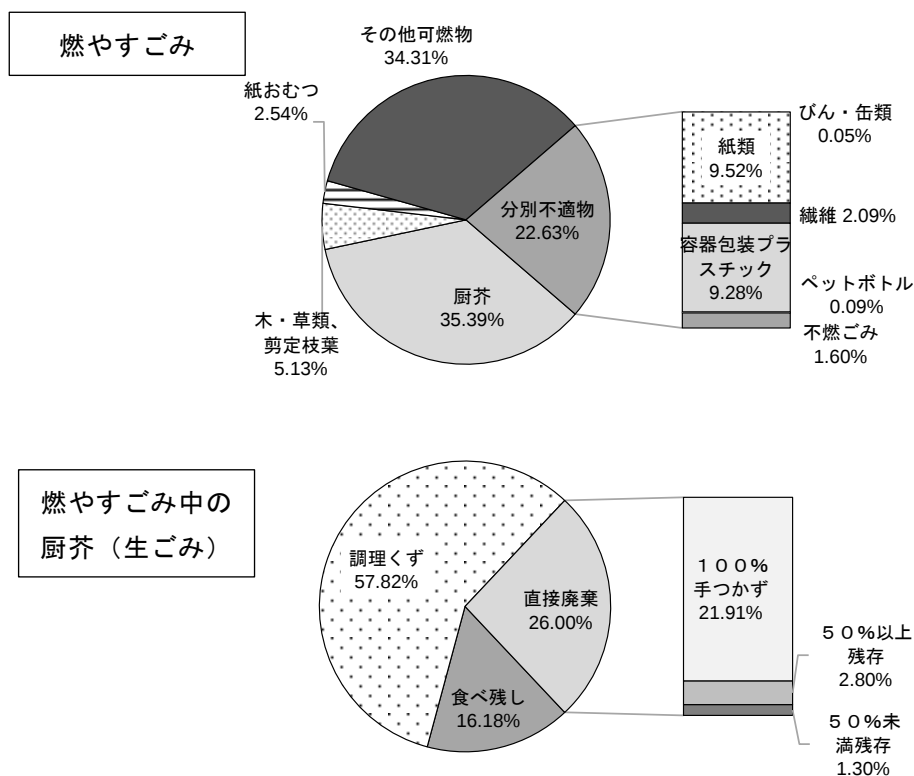
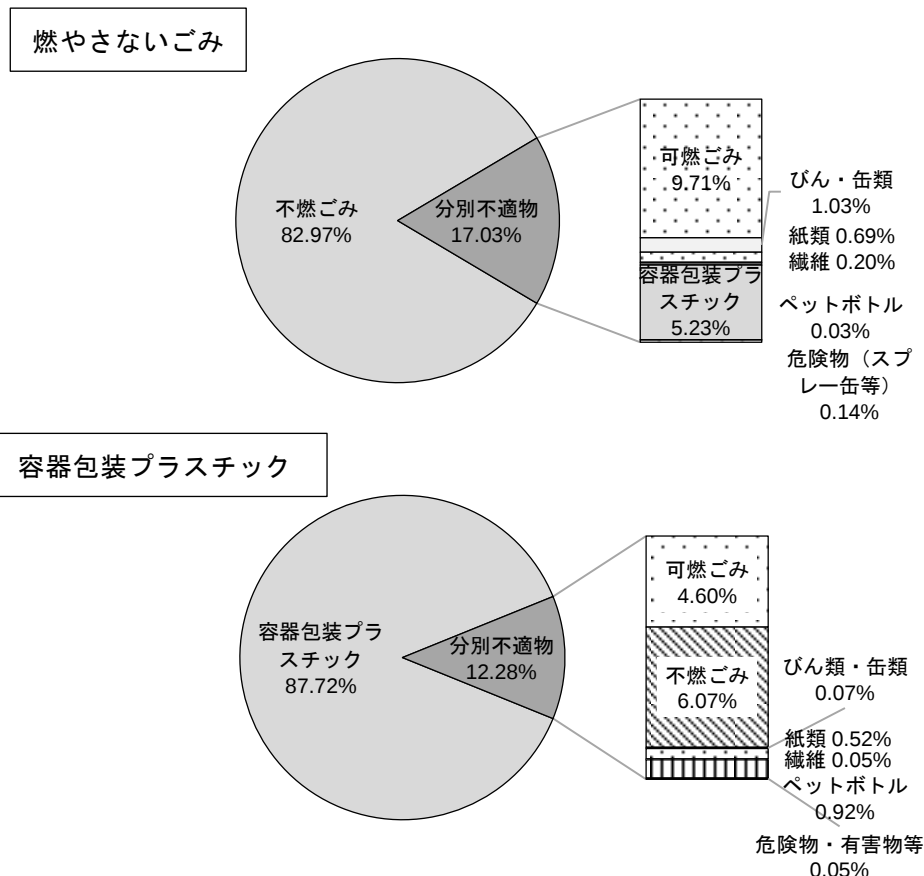


図 2-16 組成分析調査結果（令和4年度）(1/2)



出典）府中市ごみ組成分析委託調査結果報告書（令和4年8月）より作成

図 2-17 組成分析調査結果（令和4年度）（2/2）

また、令和2年度～令和4年度のごみの組成分析調査結果を図2-18、図2-19に示します。燃やすごみについては、令和2年度以降、厨芥類、その他可燃物及び資源の割合が大半を示しており、その他可燃物及び資源については増加傾向を示しています。一方で、紙おむつ等は減少傾向を示しています。燃やさないごみについては、その他不燃物（容器包装以外のプラスチック類を含む）が毎年度40～50%程度を占め、資源は令和4年度に7%と減少傾向を示しています。容器包装プラスチックについては、可燃ごみ・不燃ごみ・その他資源が合計で1割弱混入している状況です。

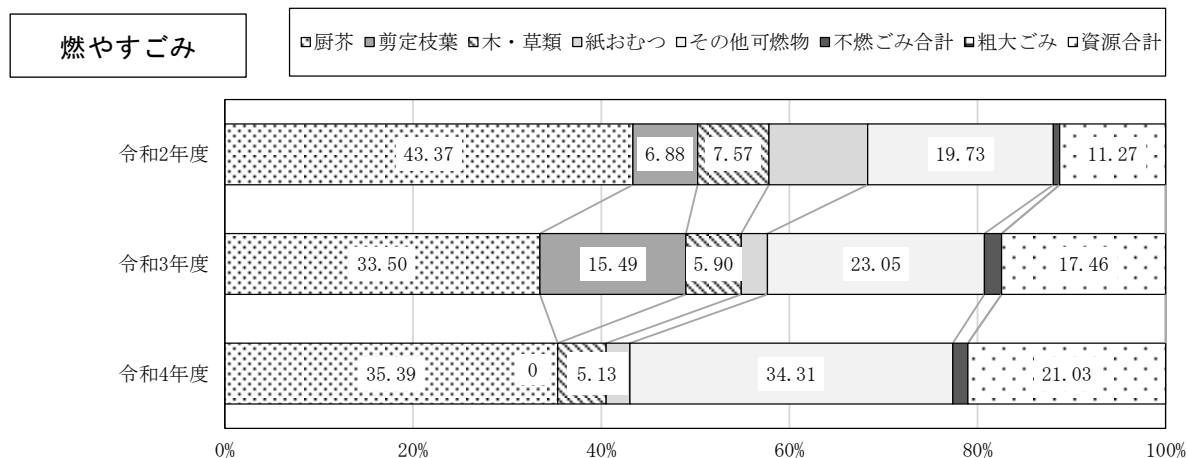
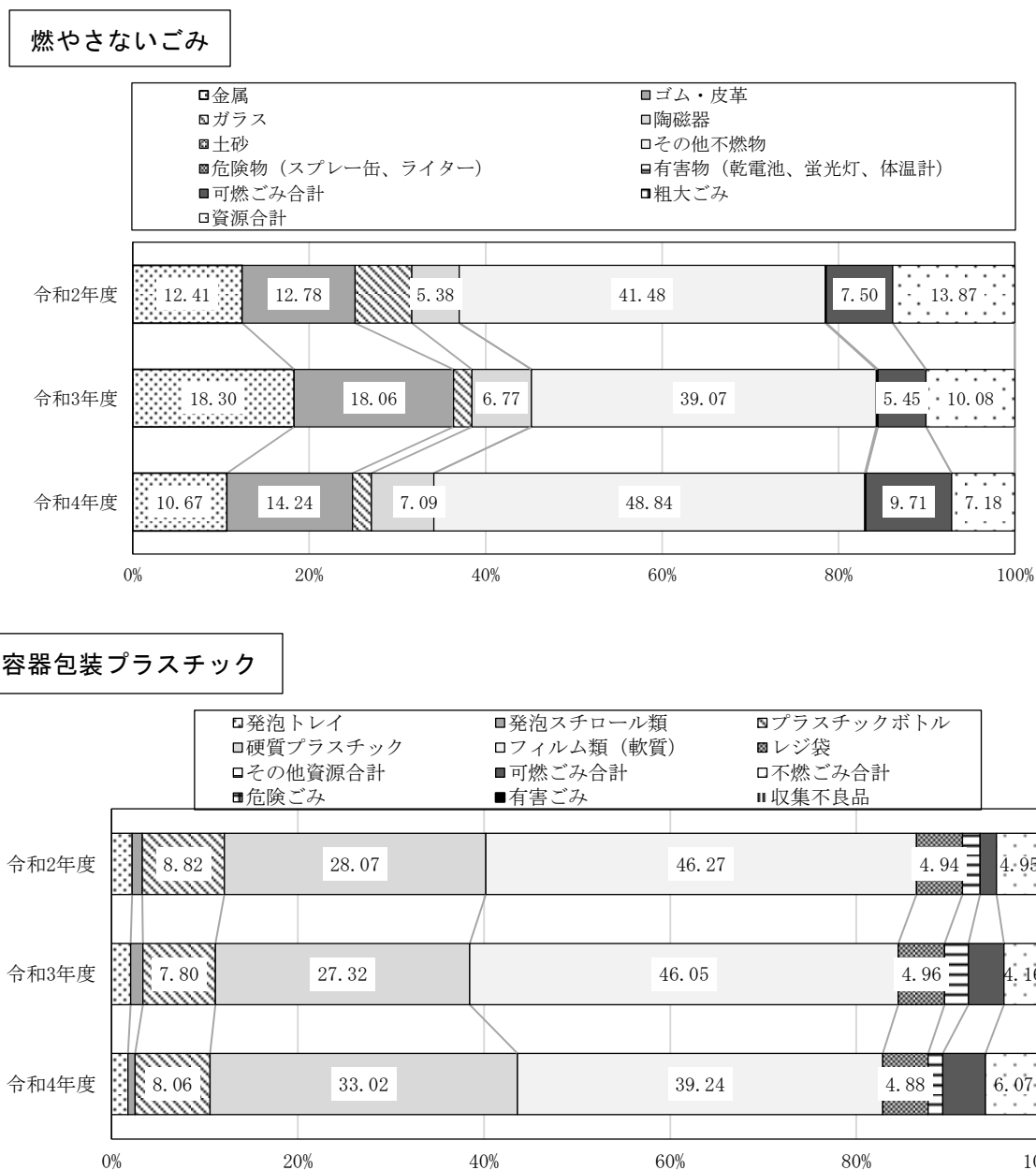


図 2-18 組成分析調査結果（令和2年度～令和4年度）（1/2）



出典）府中市ごみ組成分析委託調査結果報告書（令和4年8月）より作成

図 2-19 組成分析調査結果（令和2年度～令和4年度）（2/2）

(4) 集団回収の状況

集団回収に対する奨励金、補助金の交付金額を表 2-5 に示します。

また、集団回収に取り組む団体数（図 2-20）は、横ばい傾向で推移していたものの、令和元年度以降は減少しています。

表 2-5 集団回収への奨励金、補助金（令和 3 年 12 月現在）

対象	実施団体に対する 奨励金	再生資源取扱業者に対する 補助金
古繊維	10 円/kg	3 円/kg
古紙類	10 円/kg	3 円/kg
古鉄類	10 円/kg	3 円/kg
びん類	10 円/本	3 円/本
紙パック	10 円/kg	3 円/kg

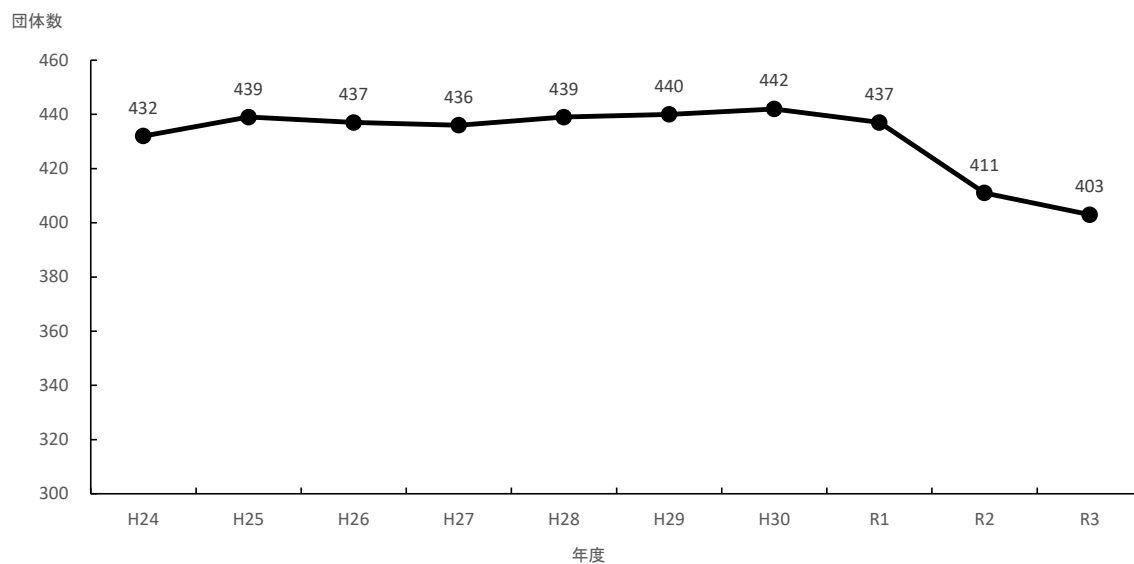


図 2-20 集団回収に取り組む団体数

(5) 収集運搬の状況

ごみ・資源物の収集体制を表 2-6 に示します。

収集主体は、すべて委託となっています。

収集頻度は、燃やすごみが週 2 回、容器包装プラスチック、紙パック、古布、古着が週 1 回となっています。粗大ごみ、剪定した枝については申込制となっており、指定日の収集となります。

収集日や排出方法等の周知は、毎年全戸配布している「ごみ・資源物の出し方カレンダー」等で行っています。

表 2-6 ごみ・資源物の収集体制（令和 3 年 12 月現在）

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考
燃やすごみ	委託	パッカー車による収集 戸建住宅：戸別収集 集合住宅：ステーション収集	週に 2 回	おむつ、落ち葉・下草も同時収集
おむつ			週に 2 回	
落ち葉・下草			週に 2 回	
燃やさないごみ			2 週に 1 回	
容器包装プラスチック			週に 1 回	
雑誌・雑がみ			2 週に 1 回	
紙パック			週に 1 回	
新聞			4 週に 1 回	
段ボール			2 週に 1 回	
古布・古着			週に 1 回	
かん		平ボディー車による収集	各 2 週に 1 回	
ペットボトル				
びん				
有害ごみ			各 4 週に 1 回	
危険ごみ				
粗大ごみ	委託・持込	ダンプ車による戸別収集	申込制、指定日収集	
剪定した枝				
家庭用廃食用油	委託	ダンプ車による拠点回収	月に 1 回	

（6）処理施設の概要

本市のごみの焼却処理は、狛江市、稲城市、府中市及び国立市で構成される一部事務組合「多摩川衛生組合」のクリーンセンター多摩川で行われ、発生する焼却残さは東京たま広域資源循環組合の東京たまエコセメント化施設でエコセメント化されています。燃やさないごみ、粗大ごみ、プラスチックの処理は、本市に所在する府中市リサイクルプラザで行っています。資源物のうち、古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生されます。

なお、クリーンセンター多摩川の可燃ごみ搬入基準に適さない、府中市リサイクルプラザから搬出される選別残さ（不燃残さ）については、埼玉県寄居町にある民間施設の彩の国資源循環工場で熱分解ガス化改質処理によるリサイクルが行われています。



※（ ）内は所在地

図 2-21 府中市のごみ・資源物を処理・リサイクルしている主な施設

ア) 府中市リサイクルプラザ

平成 18 年度から稼働している府中市リサイクルプラザは、燃やさないごみ、粗大ごみの破砕・選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。

また、自転車や家具等の修理・再生事業も行っています。

表 2-7 府中市リサイクルプラザの概要

所在地	府中市四谷6丁目58番地
敷地面積	20,542.66㎡
竣工	平成18年3月24日
処理能力	
布団処理ライン	0.3t/5時間
粗大・燃やさないごみ処理ライン	17.7t/5時間
容器包装プラスチック処理ライン	13.1t/5時間
びん処理ライン	9.2t/5時間
缶等金属処理ライン	9.2t/5時間

イ) クリーンセンター多摩川

クリーンセンター多摩川は、一部事務組合である多摩川衛生組合におけるごみの焼却、燃やさないごみ・粗大ごみ処理の機能を持つ総合施設です。

ごみの焼却エネルギーはボイラーに利用して発電を行い、余剰電力は電力会社に売電しています。令和元年度の総発電量は約 2 万 8 千 MWh、売電量は約 1 万 4 千 MWh となっています。なお、焼却灰を灰溶融スラグとしてリサイクルし、建設・土木資材として有効利用していましたが、平成 28 年 7 月末で灰溶融処理施設の稼働は休止しています。

なお、クリーンセンター多摩川（ごみ焼却処理施設）については、多摩川衛生組合が平成 27 年度に清掃工場の延命化の方針を定め、令和 4 年度～令和 7 年度に大規模な基幹的設備の更新等を行う「施設延命化工事」を実施することで、施設の運用を 40 年間（参考：平成 10 年竣工）に延命することとしています。

表 2-8 クリーンセンター多摩川（ごみ焼却処理施設）の概要

所在地	稲城市大丸 1528 番地
敷地面積	22,366.58㎡
竣工	平成 10 年 3 月
施設能力	
焼却能力	450t/日（150t/24h×3 基） 全連続燃焼式（ストーカ炉）
溶融能力	50t/日（25t/24h×2 基）
発電能力	最大 6,000kW/h（蒸気タービン方式）
余熱利用	場内給湯・冷暖房 場外への高温水（約 130℃）の供給

ウ) 東京たまエコセメント化施設

これまで本市を含めた多摩地域 25 市 1 町の焼却残さ・不燃残さは、東京たま広域資源循環組合の谷戸沢処分場や二ツ塚処分場で埋立処分を行ってきました。谷戸沢処分場での埋立は平成 10 年 4 月に完了し、その後は二ツ塚処分場での埋立処分が行われてきましたが、埋立量を削減するため、平成 18 年 7 月以降は東京たまエコセメント化施設において焼却残さをエコセメント化し有効利用しています。東京たまエコセメント化施設の概要を表 2-9 に示します。その後も本市を含めた 25 市 1 町での不燃残さの資源化が進み、平成 30 年度以降は 25 市 1 町すべてで埋立処分量がゼロとなっています。

本市では、不燃残さの搬入を行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

なお、東京たま広域資源循環組合では、令和 2 年 10 月に第 6 次廃棄物減容（量）化基本計画を策定し、25 市 1 町で共通の目標を掲げ、埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用、25 市 1 町におけるごみの減容（量）の確実な実施に努めています。

表 2-9 東京たまエコセメント化施設の概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (日の出町二ツ塚最終処分場内)
敷地面積	施設用地面積 約 4.6ha
竣工	平成 18 年 7 月
施設規模	焼却残さ（注 1）等の処理量 約 300t（日平均）
	エコセメント生産量 約 430t（日平均）
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰（注 2）及び二ツ塚処分場に分割埋立（注 3）された焼却残さ 他

注 1) 焼却残さ：焼却灰（焼却後の残さ物）及び飛灰（集じん機により捕集された排ガス中のばいじん）

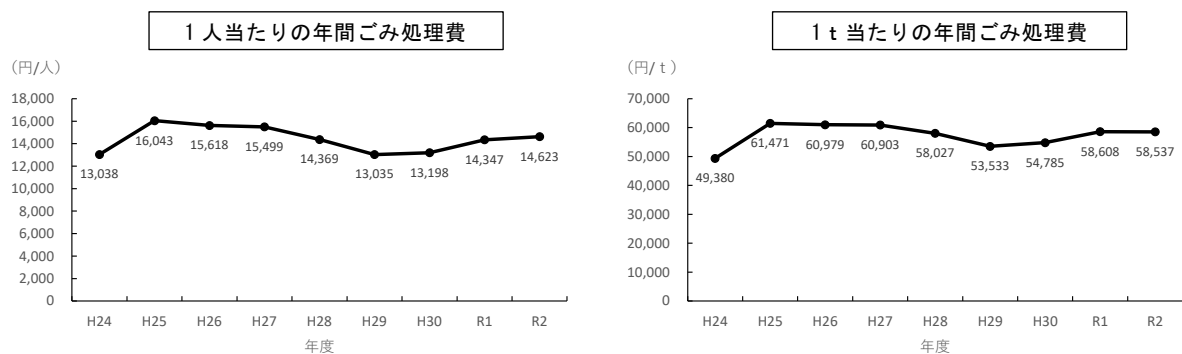
注 2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注 3) 分割埋立：埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理（エコセメント化）を行うため、平成 12 年 9 月より焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始。

2.1.4 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を図 2-22 に示します。平成 25 年度までにかけて増加し、その後は減少傾向となっていますが、平成 30 年度以降再び増加に転じており、令和 2 年度の 1 人当たりの年間ごみ処理費は 14,623 円となっています。

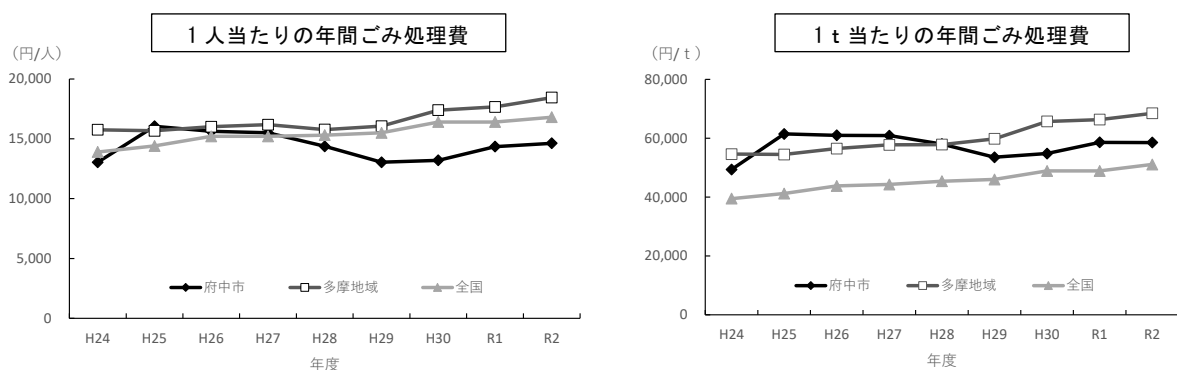
また、令和 2 年度の 1t 当たりのごみ処理費は 58,537 円で、1 人当たりのごみ処理費と概ね同様の推移を示しています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果より算出

図 2-22 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の多摩地域、全国平均との比較を図 2-23 に示します。1 人当たりのごみ処理経費は、近年は全国及び多摩地域より低くなっているものの、1t 当たりのごみ処理経費は、全国より高い状態で推移しています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果、日本の廃棄物処理（令和元年度版）より引用・算出

図 2-23 ごみ処理経費の多摩地域、全国平均との比較

2.1.5 温室効果ガス排出量

中間処理過程（多摩川衛生組合（ごみ焼却処理施設）・府中市リサイクルプラザ）における温室効果ガス排出量の推計値を図 2-24 に示します。

多摩川衛生組合では平成 28 年 7 月末で灰溶融処理施設の稼働を休止しており、それ以降は灯油使用量と購入電力量が減少、その分温室効果ガス排出量は減少しているものの、プラスチック焼却に由来する温室効果ガス排出量が全体の 7～8 割を占めるという状況に変化はありません。

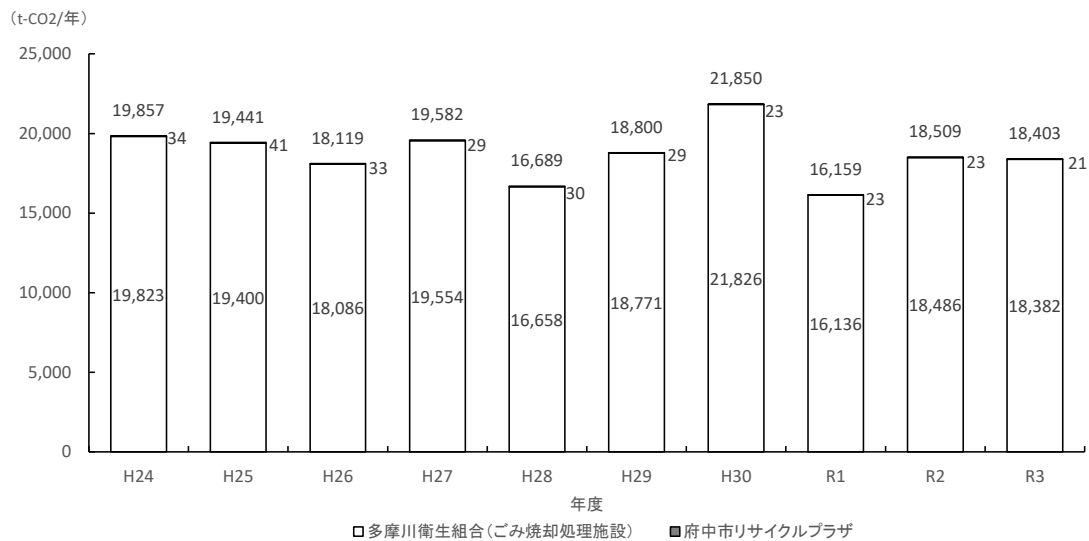


図 2-24 中間処理過程における温室効果ガス排出量の推計値

2.2 平成29年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価

2.2.1 施策の実施状況

平成29年度策定の一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」といいます。）で定められた各施策の評価の概要は、次のとおりです。なお、評価は以下のA～C、a～dにて整理します。

事業の実施状況（実績）の達成評価

A：着実に実施している施策 B：実施状況が十分でない施策

C：ほとんど実施していない事業

継続性評価

a：継続実施が望ましい施策 b：一部改善が必要な施策

c：抜本的な見直し改定が必要な施策 d：統合・終了が望ましい施策

（1）基本方針1.「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価／継続性評価
(1) フリーマーケットや不用品交換活動の支援	実施状況	リサちゃんショップ けやき（NPO 法人が運営）でのリサイクルマーケットやリサイクルバンク、再生家具販売、フリーマーケットの開催、府中輪業組合と連携したリサイクル自転車販売事業等、活動を継続しました。 また、利用者拡大に向け、市HPのほか、ごみ減量・3R推進啓発動画の中でも紹介しました。	A/b
	今後の課題等	リサちゃんショップ けやきへの一定数の来客を確保できているものの、近年ではフリマアプリ等の普及によって実店舗を介さない個人間での売買やリユースが広がっています。 また、幅広い客層を得るためには、HP を利用したインターネット上での紹介や受付といった販路拡大が必要ですが、運営主体内の高齢化が進み、拡大が進んでいない状況です。 そのため、民間事業者等と連携した事業への転換や運営の効率化を図る必要があります。	
(2) PR・広報の充実	実施状況	「府中のごみ」とごみ資源物の出し方カレンダーの全戸配布のほか、広報ふちゅうや市公式HP等で、ごみに関するPR・広報の充実を図りました。 また、市の発信情報に対して反応や返信が可能な SNS（ツイッター）を令和3年3月から開始しました。	A/b
	今後の課題等	PR・広報の効果を最大化するために、工夫あるいは改善を図る必要があります。	
(3) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討	実施状況	宅配便によるパソコンや小型家電の回収を行うリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、小型家電リサイクルを促しました。 また、リユースに取り組むきっかけづくりとして、株式会社ジモティーと協定を締結し、広くリユースの呼びかけを行いました。	B/c
	今後の課題等	事業者に対する発生抑制のきっかけとなる制度について、検討する必要があります。	
(4) マイバッグ持参運動等の継続	実施状況	マイバッグ持参運動については、マイバッグキャンペーン、持参率調査、コンクールを継続して実施しました。 また、市内スーパーへ店内でマイバッグの持参を呼び掛ける店内放送の協力を依頼したほか、府中市民マイバッグクラブと連携してキャンペーン等の活動を行いました。 さらに、マイボトルについても、イベントや配布物等で啓発	A/c

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
		しました。 なお、令和2年7月のレジ袋有料化を契機に、マイバッグの持参率が大幅に上昇したことを受けて一定程度習慣化されたものと捉え、府中市民マイバッグクラブは令和3年3月をもって解散となりました。	
	今後の課題等	マイバッグ持参については浸透したと考えられるため、市民の行動を変えるきっかけとなるものとして、マイバッグ持参運動等に代わる次の施策を検討する必要があります。	
(5) 事業系ごみの排出指導徹底	実施状況	事業用大規模建築物に対して、再生利用に関する計画書の提出、立入調査を実施し排出指導を行いました。また、クリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施しました。 事業系有料袋登録制度を利用している事業者のルール違反のごみについては、収集対象外とし、市指導員による指導を実施しました。	A／c
	今後の課題等	事業用大規模建築物の立入調査については、対象事業所の多くが、既にごみ減量には積極的に取り組んでおり、特に指導を必要としないところが多いため、調査対象の選定、調査内容等調査のあり方を再考する必要があります。 また、事業系有料袋登録制度については、移転・廃業時の届け出ルールや排出ルール、Sサイズ指定袋の導入等の検討を行う必要があります。	
(6) 資源回収ルートの整備	実施状況	3Rに取り組んでいる事業者を取り上げて、「府中のごみ」や3R通信で紹介をしたほか、事業者と協定を締結して市民の関心を高めました。	B／b
	今後の課題等	少量排出事業者の登録時のパンフレット等に必要事項を掲載する等、資源化推進のための働きかけを行う必要があります。	
(7) 適正な手数料の検討	実施状況	家庭ごみについては、決算数値による基準手数料の算出等を行いました。 今後のごみ処理手数料のあり方について、廃棄物減量等推進審議会において複数回にわたり審議しました。 また、事業系ごみについては周辺自治体との大きな差異はない状況です。	A／a
	今後の課題等	家庭ごみ・事業系ごみともに、引き続き、適正な収集手数料を適宜検討していく必要があります。	
(8) 集団回収の拡充	実施状況	HPや自治会ハンドブックによる集団回収の利点や排出場所等の市民への周知や、「府中のごみ」等によるリサイクルに対する動機付けを行いました。 また、中国の古紙類の輸入規制の影響を考慮し、集団回収団体数を減らさないよう、事業者に対する奨励金額の見直しやアンケートによる現状把握を行いました。	A／b
	今後の課題等	古紙類の回収量は、電子化等の流れもあり年々減少しています。また、中国の古紙類の輸入規制により、依然として市場価格は低迷しており、団体側に集団回収を呼び掛けても、回収に応じてくれる資源物回収事業者が見つげづらい状況となっています。そのため、集団回収事業については、古紙以外の品目に重点を置くこと等も検討する必要があります。	
(9) 店頭回収の促進	実施状況	市によるペットボトル店頭回収機の設置店舗については市HP、「府中のごみ」で掲載し、特に排出量が多くなる8月にポイント倍増キャンペーンを行い、促進を図りました。 また、事業者独自の店頭回収の設置場所及び回収品目については市HPで周知し、利用の呼びかけを行いました。	B／b
	今後の課題等	店頭回収利用者にはマナーが悪いケースもあることから、利用時のマナー等についても併せて啓発する必要があります。	
(10) 食品ロスの削減	実施状況	食品ロス削減について、広報ふちゅうや「府中のごみ」、市HP、「エコレシポのすゝめ」等でPR・啓発を行いました。	A／b

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
減に向けた取組		また、平成 30 年 10 月から食べきり協力店制度を開始し、メニューの工夫や食べ残しの持ち帰りへの対応等について働きかけを行ったほか、「府中のごみ」や食べきり協力店設置用ポップへの掲載、ポスター作製による「30・10（サンマルイチマル）運動」の推進を行いました。 さらに、フードドライブを主催し、食品ロス削減の PR を行いました。	
	今後の課題等	国では食品ロス削減推進法（令和元年 10 月施行）、「食品ロス削減推進法基本方針」（令和 2 年 3 月）が制定され、消費者・事業者の日々の生活や事業活動の中での食品ロス削減に向けた行動の実践、地方公共団体へはそのための普及啓発・支援等が求められています。 上記を踏まえ施策を強化するとともに、今後も消費者側の考え方や意識の変革、習慣化のために、より具体的な取り組み方法を案内していく必要があります。	

(2) 基本方針 2. ライフスタイルの変革

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
(1) 生ごみ減量の 推進	実施 状況	生ごみ減量について、広報ふちゅうや「府中のごみ」、市HP、「エコレシピのすゝめ」等でPR・啓発を行いました。 また、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度については、平成29年度からの3年間の補助率を引き上げ、令和3年度から補助上限の見直しを行ったほか、平成29年度から生ごみ処理機の貸出事業を開始しました。 さらに、地域ごみ対策推進員と協力して水切り推進キャンペーンを行い、生ごみの減量を呼び掛けました。	A／b
	今後の 課題等	生ごみ処理機等の購入補助については、より資源循環の効果が高いコンポストを積極的にPRし、さらなる減量の推進を図る必要があります。 また、事業系の生ごみ減量にも取り組む必要があります。	
(2) 将来世代への 環境・ごみ教 育の実施	実施 状況	リサイクルフェスタや地域まつり等での取組は継続したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント自体の中止が相次ぎ、新たにオンライン開催をしている協働まつりへの参加を開始しました。 また、各自治会へごみの出張説明会についての案内を周知し、地域ごみ対策推進員に説明会の調整をしていただきました。 さらに、次世代の育成として、学校での出張説明会、各種コンクール、親子3R教室を開催しました。	A／b
	今後の 課題等	学校での出張説明会については、すべての学校で実施できる方法を検討する必要があります。また、感染症等の流行状況によっては、オンライン開催も含め計画していく必要があります。	
(3) 分別区分と排 出方法	実施 状況	平成29年3月より、家庭ごみについて、汚れた容器包装プラスチックは「燃やすごみ」、小型充電式電池及び充電式電池が取り外せない小型家電は「危険ごみ」へ変更しました。 また、少量排出事業者のごみの事業系有料袋による排出を継続しました。	A／b
	今後の 課題等	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和4年4月1日施行)へ対応する必要があります。	
(4) 分別排出ルー ルの徹底	実施 状況	分別排出ルールについては、資源化可能な紙類や容器包装プラスチックの分別等を含め、ごみ資源物の出し方カレンダー、「府中のごみ」、広報ふちゅう、SNS(ツイッター)等で周知しているほか、平成31年1月から「ふちゅうごみ資源物分別アプリ」の配信を開始しました。 また、資源物の持ち去りに対する持ち去り防止パトロールについては、必要に応じて警察と情報連携を行ったほか、ルール違反の排出ごみについては、取り残し・指導を実施しました。 さらに、集合住宅への指導については、収集開始申し込みを受ける際に指導員が現地確認をすることで実施したほか、火災発生時等は注意喚起のチラシ配布等を実施しました。一方で、転入時の指導・地域住民等と連携した指導や、分別が良好な集合住宅の紹介等による住民協力の重要性の周知は未実施です。	B／b
	今後の 課題等	危険ごみが燃やさないごみ等に混入し、火災が発生することがあるため、今後も継続的な注意喚起を行っていく必要があります。 また、高齢者や新たに転入してきた市民にも分別ルールを理解いただけるよう、粗大ごみの定義の詳細等を具体的に周知・説明していく必要があります。 さらに、排出者の意識改革につながる仕組み作りが必要です。	

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
(5) 事業系ごみの 分別排出の徹 底	実施 状況	事業用大規模建築物に対して、再生利用に関する計画書の提出、立入調査を実施し、分別排出に係る指導を行いました。また、クリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、許可業者を通じて分別排出を促しました。 事業系有料袋登録制度を利用している事業者のルール違反のごみについては、収集対象外とし、市指導員による指導を実施することで、意識改革を促しました。また、令和3年1月にはパンフレット「事業ごみの出し方について」を作成・発行しました。	A／b
	今後の 課題等	事業用大規模建築物については、対象事業所の多くが、既に分別排出に積極的に取り組んでいます。品目別で見ると再生利用が進んでいない事業系ごみもあると考えられ、今後も指導を強化する必要があります。	

(3) 基本方針 3. 各主体の役割と協働

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
(1) 容器包装使用量の削減等、販売事業者に対する働きかけ	実施状況	店内でマイバッグ持参を呼び掛ける放送をしてもらう働きかけを行いました。	B／c
	今後の課題等	レジ袋については有料化が実現されており、詰め替え容器についても一般的に商品として並んでいることから、積極的に呼び掛ける内容を絞り込む必要があります。 また、詰め替え容器、再生品の販売等に、積極的に取り組む事業者が増えてきています。これらの店舗の取組を紹介する等、販売事業者への働きかけを拡充していく必要があります。	
(2) 国や関係機関に対する要望	実施状況	生産者や販売者に発生抑制の取組や自主的な回収を促す内容を含む要請を、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、都や国へ行いました。	A／a
	今後の課題等	拡大生産者責任の考えに基づく発生抑制や自主回収については、全国都市清掃会議を通じて、引き続き都や国へ要請をしていく必要があります。	
(3) 容器包装材の発生抑制の推進	実施状況	マイバッグの利用や店頭回収の利用を、様々な媒体で啓発しました。	A／b
	今後の課題等	実態に合わせた啓発内容への変更のほか、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月1日施行）の内容も踏まえつつ、さらなる発生抑制を図る必要があります。	
(4) 地域ごみ対策推進事業の推進	実施状況	ごみ減量・3R 推進大会への参加や、施設見学会の実施、ワークショップの開催によって、地域のごみ対策推進員のごみについての知識を深めてもらいました。	A／b
	今後の課題等	地域ごみ対策推進員の数が多く、一堂に会しての研修が難しいため、各地域の代表者に学んでもらい、それをお住まいの地域で広めてもらうような流れを構築していく必要があります。	
(5) 不法投棄対策の推進	実施状況	地域住民からは、ボランティア袋を利用したポイ捨てごみ等の清掃に協力してもらいました。 また、不法投棄が多い地域から、情報提供を受け、定期的なパトロールを実施したほか、警告看板の設置、夜間パトロール等で不法投棄に関する注意喚起を行いました。 一方で、不法投棄の発生状況等の情報発信については未実施です。	B／b
	今後の課題等	ポイ捨てから粗大ごみまで、様々なケースの不法投棄が発生しており、悪質なケースでは警察と連携し対応していますが、抜本的な解決には至っていません。 警察、庁内関係部署（道路課、公園緑地課、環境政策課）、東京都、国、道路管理センター等、関係機関や自治会、地域ごみ対策推進員等の地域との連携をどのように図っていくか検討する必要があります。	
(6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認	実施状況	ごみ・資源物の収集運搬は、年末年始において収集が滞る場合に、臨時収集を実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変容の影響で、ごみ・資源物の排出状況に大幅な変化が見られたことから、一部、収集頻度を見直しました。 なお、廃棄物会計分析は、他自治体における導入事例が少なく、十分な検討を行っていません。	B／b
	今後の課題等	ごみ・資源物の収集運搬体制は、今後も、ごみ・資源物の排出状況の変化を注視し、効率性・利便性のチェックを行う必要があります。 廃棄物会計分析の実施の必要性については、引き続き検討する必要があります。	

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価 ／継続性評価
(7) 事業系ごみの 収集運搬体制 の確認	実施 状況	少量排出事業者登録制度を継続し、適切な収集運搬を実施しました。 一方で、収集運搬や中間処理等の負荷の軽減、効率化に向けた実績の検証等は未実施です。	B／b
	今後の 課題等	事業系ごみの収集運搬についても、事業系有料袋登録制度の見直しと合わせて、必要に応じて家庭ごみ同様、効率化等に向けた取組を実施していく必要があります。	
(8) 収集運搬による 環境負荷の 低減	実施 状況	エネルギー消費量の低減に向けて、収集ルートの見直し等による効率的な収集運搬を実施しました。 また、国の規制に適合しているディーゼル車・ハイブリット車等の使用・導入を継続実施し、環境負荷の低減を図りました。	A／a
	今後の 課題等	2020年10月のカーボンニュートラル宣言や「ゼロエミッション東京戦略」（令和元年12月）等、国や都の脱炭素化に向けた動きに合わせて、引き続き環境負荷の低減を図っていく必要があります。	
(9) 安全かつ安定 的な処理運搬 体制の確保	実施 状況	収集運搬業者へは、トラック協会等が実施する交通安全講習への積極的な参加を求める等、交通安全への意識強化の指導を実施しました。 また、危険ごみの分別について、ごみ新聞等の記事や SNS（ツイッター）での呼びかけ等による広報活動を実施し、結果として安全かつ安定的なごみ・資源物の収集体制の確保を図りました。	A／b
	今後の 課題等	大きな事故には繋がっていないものの、ライターやスプレー缶等の危険ごみ混入による車両火災が毎年数件発生しており、火災発生の周辺地域を中心に、より積極的な分別の徹底を周知する必要があります。	
(10) 資源物の持ち 去り対策	実施 状況	必要に応じて警察と情報連携を図りつつ、持ち去り防止パトロールによる取り締まりを継続したほか、市民へは、集団回収・販売店回収の利用推進や、資源物の排出時間の徹底について、各種広報媒体で周知しました。 また、持ち去り禁止注意看板の設置等を行いました。 一方で、「持ち去り禁止」用紙の掲示推進については未実施です。	B／b
	今後の 課題等	定期的なパトロールにより、持ち去り業者は大幅に減少しましたが、いまだに持ち去り行為の通報もあり継続してパトロール等による持ち去り対策の強化を行っていく必要があります。	
(11) 高齢化社会へ の対応	実施 状況	福祉シール制度によって排出の支援を行っており、福祉シール制度の申請者は増加傾向となっています。	A／a
	今後の 課題等	関係部局と連携し、引き続き支援策を検討・実施していく必要があります。	

(4) 基本方針 4. 安全かつ安定した処理・処分体制の確保

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価／継続性評価
(1) 在宅医療廃棄物の処理	実施状況	訪問看護ステーションの会合において、在宅医療廃棄物の詳細な排出方法について周知を行いました。	A/a
	今後の課題等	在宅医療廃棄物を排出する家庭は一部であるため、対象を絞っての情報伝達方法としてよりよいものがないか検討した上で、引き続き排出方法等を周知していく必要があります。	
(2) 分別区分ごとの中間処理方法の確認	実施状況	ごみ資源物の出し方カレンダーやHP、自治会回覧等で、宅配便を利用した小型家電回収の利用の呼び掛けを行ったほか、東京 2020 大会のメダルプロジェクトを契機に携帯電話・スマートフォン専用回収ボックスを設置しました（なお、小型家電のままでは市場では買値が付かないことから、小型家電のピックアップ回収は実施しませんでした）。 また、リチウムイオン電池について、リサイクルプラザにおいて絶縁処理後、民間事業者による資源化を実施しました。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4 年 4 月 1 日施行）への対応を検討しました。	A/c
	今後の課題等	小型家電回収については、東京 2020 大会のメダルプロジェクト等で注目が高まったため、この流れを継続させていくために引き続き呼びかけを行っていく必要があります。 また、新たな品目の資源化については、市民の分別での負担や中間処理施設の機能、コスト等も踏まえる必要があります。現実的な視点で検討する必要があります。さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応については、国、都からの情報を注視し、必要な取組を検討していく必要があります。	
(3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討	実施状況	施設更新までの稼働期間を考慮しながら、プラントメーカーによる定期的整備と不具合発生個所の修理を実施し、安定稼働の維持に努めました。 また、ペットボトルの搬入量増加に対応するため、敷地内へのストックヤード増設を検討するとともに、最も古い選別棟と合わせ、耐用年数が近づく資源棟を同時に更新する合棟により、施設管理の効率化と恒久的な更新計画を可能とする計画としました。	A/a
	今後の課題等	既存施設の維持補修整備の内容は、新施設稼働年度までの時限的な整備内容としながら、長期の稼働停止につながらないための必要な整備を行い、安定稼働を継続する必要があります。	
(4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル	実施状況	現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続しました。 また、クリーンセンター多摩川の施設延命化工事も注視しながら、構成市運営協議会及び担当者部会を定期的に開催し、多摩川衛生組合と構成市間で常に情報共有を行う等、安定操業の働きかけを実施しました。 さらに、クリーンセンター多摩川における焼却処理によって発生する灰については、全量を東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設においてエコセメント化し、有効利用しました。	A/a
	今後の課題等	引き続き、多摩川衛生組合及び構成市、東京たま広域資源循環組合等と連携しながら、クリーンセンター多摩川の安定操業と焼却残さの資源化を推進していく必要があります。	
(5) 最終処分量ゼロの継続	実施状況	二ツ塚処分場への不燃残さの搬入量は、平成 30 年度から引き続きゼロを継続しました。 また、エコセメント普及啓発事業補助金の活用等により、エコセメントの有効利用先の確保に努め、東京たま広域資源循環組合で生産したエコセメント製品は、各組織団体の公共工事等での使用により、多摩地域の物質循環システムが定着しつつあ	A/a

施策の項目	実施状況、今後の課題等	実施状況評価 ／継続性評価
	ります。 今後の課題等 引き続き、多摩川衛生組合及び構成市、東京たま広域資源循環組合等と連携しながら、最終処分量ゼロを継続していく必要があります。	
(6) 中間処理施設等の非常事態における相互支援	実施状況 多摩地域ごみ処理広域支援体制（自治体間の相互連携支援体制）、多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る支援協定を締結しました。 また、令和2年1月に府中市災害廃棄物処理計画を策定しました。 今後の課題等 上記の協定は、施設の建替え・大規模整備等による計画的な稼働停止への対応は期待できるが、大規模災害発生時等、多摩地域や構成市の多くで支援を必要とする事態になった場合、支援を受けられないことも考えられ、さらに実効的な協定の締結等について検討する必要があります。 また、災害廃棄物の処理については、災害時の実効性を高めるため、特に地域防災計画との役割分担に係る整合や仮置場候補地等について、より詳細な検討が必要です。	A／b
(7) 剪定した枝葉の資源化	実施状況 業者委託による剪定枝のチップ化等の資源化を継続実施しました。 今後の課題等 引き続き、剪定枝の資源化を推進していく必要があります。	A／a
(8) 法定処理困難物等の適正処理	実施状況 処理困難物ほか市で収集しないごみ等の市民からの問い合わせに対して、処理業者、メーカー回収を案内し、適正排出・処理の促進を継続しました。 今後の課題等 行政回収できない品目があることを市民に理解してもらい、適正処理が推進されるよう、引き続き必要な情報発信等を行っていく必要があります。	A／b

2.2.2 目標値達成状況

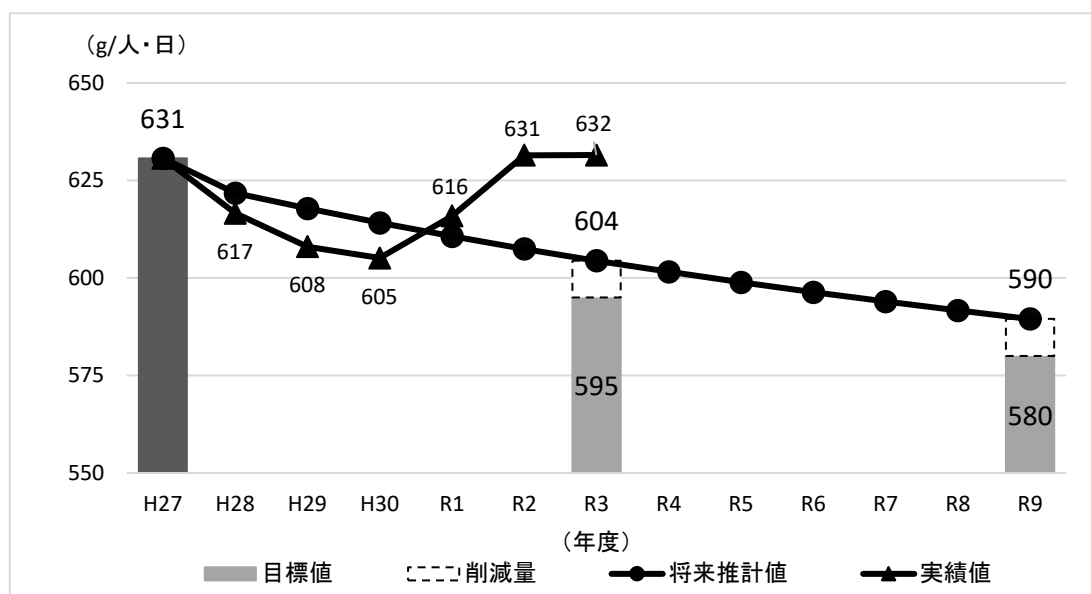
(1) 市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量

前計画における市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量の目標値に対する実績値（平成27～令和3年度）を図2-25に整理します。

平成30年度まで排出量は減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向を示し、令和3年度時点で平成27年度の631g/人・日と概ね変わらない状況となり、令和3年度目標値の595g/人・日を達成できませんでした。

品目別でみる大きな要因として、令和元年度から実施されている許可搬入業者の働き方改革によるごみ量の増加及び新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化に伴うごみ量の増加が考えられます（図2-4、図2-5参照）。

※2.2.2における原単位は、前計画策定時の条件に合わせて排出量÷365日÷人口（4月1日現在の住民基本台帳）にて算出。



※「将来推計値」は前計画における現状推移した場合の単純推計値

図2-25 目標達成状況①市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量

(2) 市民1人1日当たりのリサイクルプラザへの搬入量

前計画における市民1人1日当たりのリサイクルプラザへの搬入量の目標値に対する実績値（平成27～令和3年度）を図2-26に整理します。

令和元年度までは前計画における将来推計値以下で推移しており、令和2年度に大きく搬入量が増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で一過的な増加であったことが考えられます（図2-15参照）。そのため、令和3年度は令和2年度と比較して、搬入量が大きく減少しましたが、令和3年度目標値の135g/人・日を達成できませんでした。

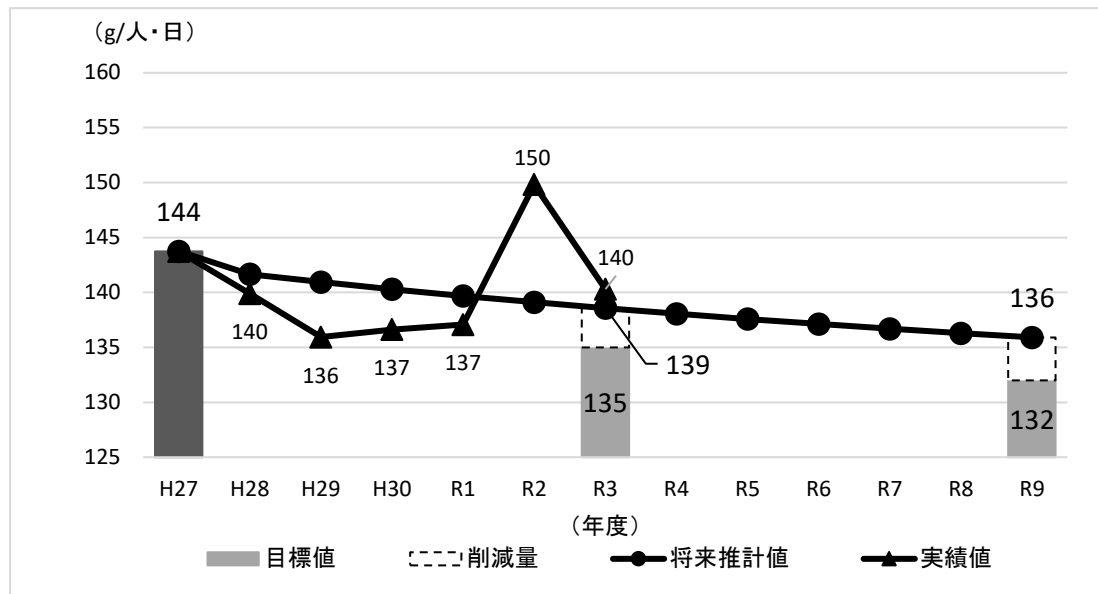


図 2-26 目標達成状況②市民1人1日当たりのリサイクルプラザへの搬入量

(3) 集団回収に取り組む自治会数（団体）

前計画における集団回収に取り組む自治会数（団体）の目標値に対する実績値（平成27～令和3年度）を図2-27に整理します。

令和3年度までに340団体との目標値に対し、平成27年度の317自治会から令和元年度には333自治会と、5年間で16自治会を増やすことに成功しましたが、令和2年度には大きく減少した結果、目標達成とはなりませんでした。

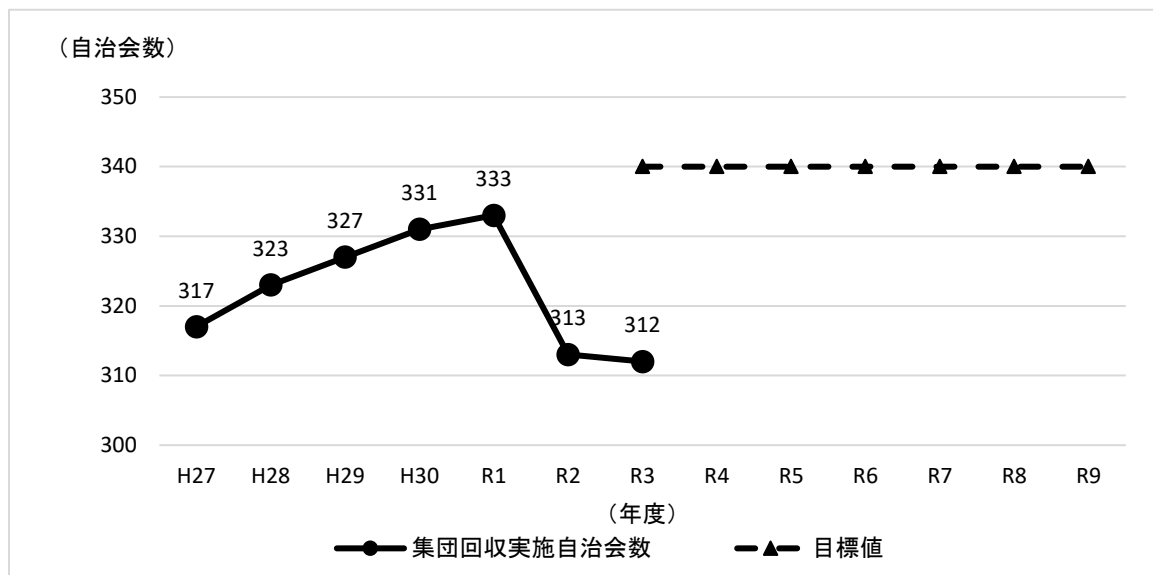


図 2-27 目標達成状況③集団回収に取り組む自治会数（団体）

2.3 国や東京都の動向

2.3.1 SDGs について

平成 27 年 9 月の国連総会において、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」として掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されていました。我が国においても、平成 28 年 12 月に「SDGs 実施指針」に策定して以降、SDGs 達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し、「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱として国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいます。また、2030 年までに SDGs を達成するためには、取組のスピードを速め、規模を拡大していく必要があります、2020 年から「行動の 10 年 (Decade of Action)」がスタートしています。

17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すこととしています。

廃棄物・資源循環分野において特に関連が深いゴールである「目標 12. つくる責任 つかう責任」のターゲットは以下に示すとおりであり、市民・事業者・行政それぞれの主体的な行動、連携・協働による取組の推進が求められます。

ゴール		ターゲット (一部抜粋)
	持続可能な生産消費形態を確保する	□ 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 □ 2030 年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食料の損失を半減させる。 □ 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 □ 特に大企業や多国籍企業等の企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう推奨する。 □ 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 □ 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

出典：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）

2.3.2 国におけるごみ処理行政の動向

近年、廃棄物処理法や災害対策基本法の一部改正によるごみ処理を巡る情勢が大きく変化していることに加え、食品ロス削減推進法の制定やプラスチック資源循環戦略の策定、プラスチック類の資源化の促進に係る法律案の閣議決定等、近年世界的にも課題となっている食品ロスの削減、海洋プラスチック問題を含むプラスチック資源の循環が求められています。上記課題の解決については、国、地方公共団体、事業者、消費者の多様な主体が連携し、情報収集、啓発活動等を通し、これまでの 3R 政策に加え新たな施策・取組を講じるによりさらなるごみ減量が求められています。

以下に、国において近年策定・改定された各種指針・計画等の概要について整理します。

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月変更）

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、環境大臣により「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が定められていますが、「廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年 7 月公布）」を受け、平成 28 年 1 月に変更されました。

具体的には、前回変更（平成 22 年）以降の東日本大震災の発生、「使用済小型子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定等によるリサイクル制度のさらなる進展、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」の策定等を踏まえ、非常災害時に関する事項及び廃棄物処理を取り巻く情勢変化への対応について追記・修正が行われました。

(2) 災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定）

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかとなった課題を基に、平成 30 年 3 月に改訂されました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されています。また、国、都道府県、市区町村、関係団体における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

(3) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

「第三次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定後、各施策の進捗状況等について、中央環境審議会において毎年点検されるとともに、国内の 3R の進展状況、東日本大震災を契機とした社会の安全・安心に関する意識の高まり、国際協調の進展、人口減少・少子高齢化による地域の衰退への懸念等、近年の社会情勢に鑑み、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

当該計画では、新たな政策の柱として 7 本の柱で構成されています。7 本の柱は、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正処理のさらなる推進と環境再生」、「適正な国際資源循環体制の構築

と循環産業の海外展開の推進」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」及び「循環分野における基盤整備」で構成されており、それぞれに将来像、取り組み及び指標が掲げられています。

当該計画全体の指標としては、リサイクル率の向上や最終処分量の削減等を掲げ、個別の柱における指標については、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」の柱で食品ロス削減に向けた「家庭系食品ロス量」が新たな数値目標として設定（令和 12（2030）年度目標：平成 12（2000）年度の半減）されており、地方公共団体、事業者等と協力して食品ロス削減に向けた国民運動を展開することが定められています。

（４）廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度から 5 年毎の計画期間とし、循環型社会形成への変革等の社会構造の変化を鑑み、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため定められたものです。

新計画では、平成 30 年度から令和 4 年度を計画期間とし、従来から取り組んできた 3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても強化していくことが記載されています。

（５）プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月）

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable※（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、関係省庁の連名でプラスチック資源循環戦略が策定されました。

当該戦略は(i)プラスチック資源循環、(ii)海洋プラスチック対策、(iii)国際展開、(iv)基盤整備の 4 つを重点戦略とし、本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出等、新たな成長の源泉とすることとされています。

マイルストーンとして設定している「2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制する」に寄与する取り組みとして、令和 2 年 7 月からプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化が義務付けられています。容器包装を用いる事業が小売業に属する事業者を対象としており、主たる業種が小売業ではない事業者（製造業、サービス業等）も、事業の一部として小売事業を行っている場合、その範囲において、当該制度に基づき容器包装の使用の合理化による排出の抑制の促進に取り組む必要があります。

※Renewable：プラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えること等、再生可能な資源に替えていく取組を指す。

（６）食品ロス削減推進法基本方針（令和２年３月）

当該基本方針は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし制定された食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものです。

地方公共団体においては、日々の生活や事業活動の中での食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者・事業者が増えるよう、それぞれの地域の特性を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定し、教育及び学習の振興、普及啓発、食品関連事業者等の取組や未利用食品提供のための活動に対する支援、表彰、実態調査及び調査・研究の推進、情報の収集及び提供等の施策を推進することが求められています。また、消費者においては、食品ロスの状況とその影響や必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握すること及び日々の生活の中で自らができることを１人１人が考え、行動に移すことが求められています。

当該基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするとともに、家庭系・事業系ともに平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられています。

（７）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和４年４月１日施行）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があります。これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable※）を促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等を基本方針とし、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を加速することが求められています。

※Renewable:プラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えること等、再生可能な資源に置き換える取組を指す。

2.3.3 東京都におけるごみ処理行政の動向

国における各種指針・計画等の策定・改定等のほか、近年の世界的な気候変動に伴う生活様式・事業活動の変革や効果的な適応策・緩和策の推進等が求められていることを踏まえ、東京都も世界の大都市として脱炭素化に向けた転換が求められています。

東京都としては、「ゼロエミッション東京戦略」の策定等を通し、廃棄物・資源循環分野における様々な対策を本格的に気候変動対策として位置付け、プラスチック資源の循環をはじめとする使い捨て型ライフスタイルの見直し、食品ロス発生量実質ゼロに向けた多様な主体との連携や AI^{※1}・ICT^{※2} 技術の活用等の取組の推進等を通じて、持続可能な社会構築を目指しています。また、近年頻発している風水害や首都直下地震等の自然災害に備えるため、「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しました。

※1 AI(Artificial Intelligence): 人工知能の略称

※2 ICT(Information and Communication Technology): 通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）

『未来の東京』戦略（令和3年3月）及び東京都環境基本計画（平成28年3月）で掲げる個別分野の計画として、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定されました。

本計画においては、一般廃棄物の排出量及び再生利用率、最終処分量のほかに、プラスチック焼却削減量、食品ロス削減量、区市町村災害廃棄物処理計画策定率を数値目標として掲げるとともに、資源生産性、1人当たりの天然資源投入量、循環利用率、一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量等も指標として設定されています。

重点施策としては、プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、家庭系プラスチックごみの循環利用促進、事業者による循環利用促進、社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築、廃棄物の処理の新たな仕組みの構築、環境対策と経済の両立、災害時の機動力の向上が挙げられます。

(2) 東京都災害廃棄物処理計画（平成29年5月）

東日本大震災等の経験から、災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理が大きな課題であると認識され、災害廃棄物の処理に当たっては、自然災害（本計画では、地震災害、風水害及び火山災害）の発生時に迅速かつ円滑な処理が行えるよう、事前の検討が求められます。そこで、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化した東京都災害廃棄物処理計画が策定されました。

本計画では、災害発生時のみならず、発生前の平常時においても、災害廃棄物の仮置場の準備、周辺自治体との共同も含めた処理体制の整備等、災害発生を想定した処理計画の策定、見直しをすることを求められています。都の役割は、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行うこととされ、区市町村の役割は自区域内で発生した災害廃棄物について、区市町村が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用し、主体的に処理を行うとともに、自区域内の災害廃棄物を単独で処理しきれない場合等、必要に応じて近隣自治体間で構成する災害廃棄物処理共同組織を設け、一体となって処理を実施することとされています。

(3) ゼロエミッション東京戦略（令和元年12月）

東京都では、U20 東京メイヤーズ・サミットにおいて、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出を実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。本戦略は、その実現に向けて「Ⅰエネルギー」「Ⅱ都市インフラ【建築物編】」「Ⅲ都市インフラ【運輸編】」「Ⅳ資源・産業」「Ⅴ気候変動適応」「Ⅵ共感と協働」の6つの分野において、各施策の2050年に目指すべき姿（ゴール）と2030年に到達すべき目標（ターゲット）、その目標を上回るよう進化・加速する具体的取組、2030年以降の飛躍的なステージアップに必要なシステム・イノベーションについてまとめたものです。

廃棄物・資源循環分野での具体的な目標（ゴール・ターゲット）の例は以下に示すとおりであり、その達成に向けて、科学的知見や技術開発の動向及び社会構造等の変化も踏まえ、すべての都民に共感と協働を呼びかけ、ともに気候変動の危機に立ち向かう行動を進めていくことを求めています。

	<i>- Goal -</i> 2050年の目指すべき姿	<i>- Milestone -</i> 2030年に向けた主要目標	<i>- Actions -</i> 2030年目標+アクション 
3Rの推進 	■ 持続可能な資源利用が定着	■ 一般廃棄物のリサイクル率 37%	■ 環境配慮設計の促進等による資源消費量の削減 ■ リサイクルルートの構築等による再生資源の循環的な利用促進 ■ 全ての調達のグリーン化
プラ削減プログラム 策定 プラスチック対策 	■ CO ₂ 実質ゼロのプラスチック利用が実現	■ ワンウェイプラスチック 累積25%削減 (国全体の目標) ■ 家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減 (2017年度比)	■ 水平リサイクルなど、先進的な企業と連携したイノベーションの創出 ■ ペットボトルのボトル to ボトル推進 ■ 区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進 ■ TOKYO海ごみゼロアクション
食品ロス対策 	■ 食品ロス発生量 実質ゼロ	■ 食品ロス発生量 50%削減 (2000年度比)	■ 食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減 ■ 売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換 ■ AI・ICT等を活用した先駆的取組の促進
フロン対策 	■ フロン排出量ゼロ	■ 代替フロン(HFCs)排出量 35%削減 (2014年度比)	■ ノンフロン機器等の導入支援 ■ 国への報告が必要なフロン大量排出事業者への全件立入による指導強化 ■ 業務用機器設置の解体現場への全件指導等による廃棄時フロン回収の徹底

出典：ゼロエミッション東京戦略の概要

（４）プラスチック削減プログラム（令和元年12月）

「ゼロエミッション東京戦略」で掲げられた“CO₂実質ゼロのプラスチック利用”を目指し、これまでの廃棄物のリサイクル率等の目標に加え、プラスチックに関する2030年目標（ワンウェイプラスチックの累積25%削減、プラスチック製容器包装の6割のリユース・リサイクル等、家庭・大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量の40%削減）を掲げて取組を進めることとしています。

持続可能なプラスチック利用が重要であるとの観点から、カーボンの輪が閉じた“カーボン・クローズド・サイクル”が実現できるよう、リデュース・リユースによるプラスチック消費量の削減、使用済みプラスチック製品から元の樹脂と同等の品質の再生樹脂を得る“水平リサイクル”、産業用の原燃料等として高効率な熱回収及びそれに相当するCO₂を利用するプラスチックの製造等についての施策を推進することとしています。

（５）東京都食品ロス削減推進計画（令和3年3月）

生産から消費に至るまでのあらゆる段階で発生している食品ロスは、資源の無駄だけでなくCO₂排出の面からも喫緊に取り組むべき課題であるとの認識の下、食品ロス削減推進法に基づく都の食品ロス削減推進計画を策定し、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政棟が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進することとしています。

「ゼロエミッション東京戦略」で掲げられた“食品ロス発生量実質ゼロ”を目指し、2030年目標（2000年度と比較した食品ロス発生量半減）を掲げ、食品ロス削減の取組の優先順位（発生抑制→有効活用→再生利用）を踏まえた上で取組を進めることとしています。取組の推進に当たっては、事業者、消費者が相互の理解を深め、共通の問題意識を持って対応していくことが重要であるとの認識の下、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議、区市町村・九都県市等、多様な主体との連携により、取組を効果的に推進することとしています。

2.4 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題

2.4.1 減量・情報提供に関する課題

(1) 総ごみ排出量の下げ止まり

総ごみ排出量は、平成 24 年度から減少傾向を示していたものの、令和元年度から増加に転じています（図 2-3 参照）。特に家庭ごみ排出量の増加が目立ち、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化が影響している可能性が高いですが、いずれにしろ排出量の下げ止まりが見られていることから、資源を含めたごみの排出量削減のための取組が求められます。

(2) 生ごみ・食品ロス対策

生ごみは令和 4 年度組成分析調査において、燃やすごみ中の約 35% を占めています（図 2-16 参照）。乾燥前後の重量から計算すると生ごみ中の水分は約 74% となっており、燃やすごみ削減のために引き続き生ごみの発生抑制に取り組んでいく必要があります。

また、食品ロスについて、我が国では食料の多くを輸入に依存しているにもかかわらず、令和 2 年度推計値で年間約 522 万 t^{*}の食品ロスが廃棄されており、社会的課題・経済的課題の両面から注力していくべき事項として国内でも食育の推進、飲食店における「30・10（サンマルイチマル）運動」の推進等、様々な取組が行われています。

本市では、市民アンケート調査問 12、13 によると、食品ロス問題の認知度は高く（「よく知っていた」「ある程度知っていた」の合計で約 95%）、削減のための取組も調理時を中心に比較的なされている結果が出ていますが、買い物時・外食時の取組については実施率が少し落ちること等より、市民や事業者と連携し、食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

※出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）

(3) プラスチック対策

本市では、市民アンケート調査問 14、15 によると、プラスチックごみ問題の認知度は高く（「よく知っていた」「ある程度知っていた」の合計で約 94%）、プラスチックごみを減らすための事業者（小売店・飲食店・メーカー等）や市への要望も多く回答されている状況です（プラスチックカップやスプーン等を断ることへの特典（対事業者）：約 51%、リサイクルプラスチックの拡充（対市）：約 40% 等）。このような市民意見も踏まえた上で、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応としてプラスチック発生抑制対策の強化を図っていく必要があります。

なお、国際的に見ても、プラスチック類や古紙類等はこれまでアジア諸国で資源化されていたものの、中国をはじめとした各国の輸入規制や「バーゼル条約」において令和 3 年 1 月から汚れたプラスチック等が規制の対象に加わることでプラスチックごみの輸出管理が強化されたことから、国内資源循環を推進していくことが必要であるとともに、徹底した分別排出による減量の推進を進めていくことが重要です。SDGs にも関連することとして、海洋プラスチックごみの問題については、開発途上国をはじめ

め海外諸国への国際協力とともに、G20 各国と 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の策定・ビジョンの共有を図っているものの、2019 年 9 月の SDGs サミットにおいて対応の遅れも指摘されていることから、国・地方公共団体・事業者・国民による重層的な取組の加速化が求められています。

（４）情報周知・啓発の不足

市民アンケート調査問 6 において、困っていることを聞いたところ、「ごみをもっと減らしたいが、具体的な方法が分からない」との回答が約 18%と比較的多くなっており、市民がごみ減量の方法を求めていることが伺えます。情報入手方法については、市民アンケート調査問 9 によると、「ごみ・資源物の出し方カレンダー」（約 80%）等紙ベースでの情報収集が多い反面、「ふちゅうごみ資源物分別アプリ」（約 9%）、「ごみ・資源分別辞書」（約 18%）、「府中市 HP」（約 18%）等の電子ベースでの情報収集は比較的低くなっており、年齢層等に応じたきめ細やかな情報提供を行っていく必要があります。また、総合計画によると、平成 28 年度～令和 2 年度における本市への転入者は毎年 13,000～14,000 人台で推移しており、転入者が転出者を超過する状況が続いていることから、転入者に対しても、他部署と連携して啓発や情報の周知の徹底を行っていく必要があります。

環境教育については、市民アンケート調査問 3 によると、「親子 3R 教室や環境講座へ積極的に参加している」は「いつもしている」「ほとんどしている」「時々している」の合計で約 4%にとどまるとともに、問 8 によると、「親子 3R 教室」「ごみ減量・3R 推進大会」の認知度はそれぞれ約 4%、8%と低くなっています。新型コロナウイルス感染症による対面での実施の減少があったとはいえ、情報が浸透しておらず、参加率も全市民に対してみると低いと考えられることから、市民に届く環境教育の実施が求められます。

（５）再利用（リユース）の仕組み

市民アンケート調査問 10 において、知りたい情報を聞いたところ、「市内でリユース・リサイクル商品を取り扱っている店舗」が約 25%と多くなっており、市民がリユースできる場所の情報を求めていることが伺えます。また、近年はフリマアプリ等の普及によって実店舗を介さない個人間での売買等が広がっており、リユースの仕組みについては実態に合わせて効率的な方法へ変更していくことが望ましい状況です。

（６）事業系ごみ対策

事業系ごみ排出量は、令和元年度の増加を除くと、平成 24 年度から減少傾向を示しています（図 2-5 参照）。再生利用に関する計画書集計結果*でも、発生量は年々減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による働き方の変化の影響もあると考えられるものの、事業系ごみは比較的削減が進んできているものと考えられます。

一方で、多摩地域での比較を見ると、事業系ごみ量は 11 番目に少ない状況となっています。事業系ごみ量は各市町村の事業活動の規模等により大きく左右されるものの、削減の余地はあるものと考えられ、事業系ごみの発生抑制についても対策を講じていく必要があります。

また、少量排出事業者のごみについては、移転・廃業時等の課題があるため、一部見直しを検討する必要があります。

※事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物を対象とする調査（一部産業廃棄物も含まれる）。毎年本市が提出を受けているデータから、品目ごとの発生量・処分量・再利用率を過去5年間分整理した。

2.4.2 資源化に関する課題

（1）資源物の混入

令和2年度～4年度のごみの組成分析調査において、燃やすごみ中の資源物の混入割合は約11～21%となっており（図2-18参照）、令和4年度調査の内訳（図2-16参照）を見ると、特に紙類及び容器包装プラスチックが10%及び9%と多く混入しています。また、燃やさないごみ中の資源物の混入割合は約7～14%となっており（図2-19参照）、令和4年度調査の内訳（図2-17参照）を見ると、特に容器包装プラスチックが約5%と多く混入しています。このように、依然としてごみの中に資源が多く混入している状況です。

（2）分別方法等の浸透不足

雑がみについては、市民アンケート調査問5-1において、はがきやトイレットペーパーの芯、封筒、メモ用紙等の雑がみをどのように出しているか聞いたところ、「燃やすごみの日に出している」が約22%、「その他のごみの日に出している」が約2%となっており、その理由を問5-2で聞いたところ、「量が少ない」の約46%に次いで、「何が雑がみか分からない」が約25%と多くなっていました。

また、市民アンケート調査問2において、各分別品目について困っていることがないか聞いたところ、困ることなく分別できるとの回答が大半だったものの、特に燃やさないごみ、容器包装プラスチックに関しては、困っていることがあるといった回答が多数となっていました。その内容としては、燃やさないごみでは「素材がわからないものがある」（約30%）、「どの分別区分に該当するか分からない」（約24%）、容器包装プラスチックでは「手間である」（約28%）、「どこまで汚れを取ったら良いか分からない」（約28%）との回答がそれぞれ多くなっていました。充電式電池についても、市民アンケート調査問7-1において、「市収集に出す」が約45%と多いのに対し、問7-2において、危険ごみとして出すことを「知らなかった」が約13%となっていました。

さらに、市民アンケート問6において、困っていることを聞いたところ、「ごみの分別が分かりにくい」との回答が約21%と多くなっているとともに、問10において知りたい情報を聞いたところ、「ごみの分別の種類や出し方」が約26%と最も多く、問16において必要な施策を聞いたところ、「分別が分かりにくいものを広報等で定期的に取り上げる」が約59%と最も多くなっていました。

このように、ごみ種によっては該当する分別区分や洗浄の程度等といった細かな基準が浸透しておらず、市民も分別についての情報を求めていることから、分かりやすい解説やその周知が必要です。

（３）多様な排出方法の浸透不足

集団回収については、市民アンケート調査問 4-1 において、「知っているが、参加したことがない」「知らなかったし、今後も参加しない」の合計が約 22%となっており、問 4-2 の今後も参加しない理由として、「いつ、どこに、どのように出すのかが分からないから」が約 65%を占めています。また、市民アンケート調査問 8 において市の施策の認知度を聞いたところ、「生ごみ処理機貸出事業」「剪定枝破砕機貸出事業」「小型家電の宅配回収」を知っているとの回答は約 4～11%と比較的低くなっています。

このように、通常の市収集以外の資源の排出方法があまり浸透していないと考えられ、排出方法・制度の利用方法等を周知していく必要があります。なお、集団回収については、高齢化等の影響や古紙の品質基準の厳格化による古紙価格の下落等により回収量の減少が懸念されるほか、希薄化が指摘されるコミュニティの形成・維持の観点からも、持続可能な制度としての再構築を検討していく必要があります。

（４）生ごみ対策

生ごみは令和 4 年度組成分析調査において、燃やすごみ中の約 35%を占めています（図 2-16 参照）。また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」にも「食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。」とあり、燃やすごみ削減のために生ごみの資源化についても検討していく必要があります。

（５）プラスチック対策

2.4.1（３）のような市民意見も踏まえた上で、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応としてプラスチック資源化対策についても強化を図っていく必要があります。特に、現在は新たな府中市リサイクルプラザの整備事業が進められている段階でもあり、同プラザの整備に合わせて詳細検討を進めていく必要があります。

（６）事業系ごみ対策

再生利用に関する計画書集計結果を見ると、事業系ごみの再利用率は、紙（OA 紙）や新聞紙等の紙類では高く再生利用が進んでいるものの、紙（OA 紙以外）や厨芥等で 50～60%台と比較的低い状況です。これはあくまでも大規模建築物事業者の排出実態ではありますが、このように、品目別で見ると再生利用があまり進んでいない事業系ごみもあると考えられ、事業系ごみの再生利用の推進についても対策を講じていく必要があります。

2.4.3 適正処理に関する課題

（１）収集運搬に関する課題

家庭ごみの収集については、現在、民間事業者へ委託し戸別回収を行っていますが、今後も民間事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低

減を図る必要があります。また、近年の清掃事業における ICT 化（情報通信技術の活用）についても活用を検討していく必要があります。

なお、近年、市が指定した業者以外の業者等による新聞等の資源物の持ち去りが増加しています。資源物は市の貴重な財源であり、持ち去り行為は住居不法侵入や交通ルール無視等の法律違反につながることもあるため、対策を講じる必要があります。

（２）中間処理に関する課題

本市の可燃ごみはクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っており、引き続き、多摩川衛生組合及び構成市と連携し、安定操業に向けた取組を行っていく必要があります。

また、府中市リサイクルプラザについては、最も古い施設は竣工から 25 年以上が、また、それ以外の施設についてもおよそ 20 年が経過する等、施設の老朽化が進み、維持管理が困難になっています。さらに、施設が分散して配置されていることから、ごみの効率的な処理にも課題を生じています。そこで、現在、新たな府中市リサイクルプラザの整備事業が進められていますが、その中で、処理の効率化や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応を踏まえた検討を行っていく必要があります。

（３）最終処分に関する課題

クリーンセンター多摩川の平成 28 年度の灰溶融施設休止以降は、焼却残さの全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。今後も最終処分量ゼロを継続するとともに、エコセメントの有効利用先の確保を図っていく必要があります。

（４）不法投棄対策

ポイ捨てから粗大ごみまで、様々なケースの不法投棄が発生しており、悪質なケースでは警察と連携し対応していますが、抜本的な解決にはなかなか至っていません。関係者と連携しつつ、対策を強化していく必要があります。

また、不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境を作ることが大切であることから、まちの美化についても推進していく必要があります。

（５）ごみ処理経費の抑制

ごみ処理経費については、1t 当たりで見ると全国と比較して高い状態で推移していることもあり（図 2-23 参照）、今後も効率的な清掃事業を継続することにより可能な限り抑制し、市財政や市民への負担軽減に努める必要があります。

2.4.4 その他の課題

（１）災害廃棄物対策

ここ数年で地震・風水害・土砂災害等が全国各地で多発し、一部では一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、被災地における生活環境保全上の支障が生じた

事例もあります。加えて、首都圏においては「首都直下地震」の発生が懸念されており、大規模地震への備えも急務です。頻発化・激甚化する風水害をはじめ、首都直下地震等の大規模地震等も含めた自然災害全般に対する備えを強化し、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することが求められます。

（２）新型コロナウイルス等の感染症による影響

新型コロナウイルス等の感染症により「新しい生活様式」が定着していくことで、市民・事業者のライフスタイル・事業活動もこれまでとは違うものとなり、排出されるごみの量・質にも大きな変化が生じる可能性があります。そのため、今後ごみの量・質を注視していくことが求められます。

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本的な枠組み

3.1.1 基本理念

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なく、有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。本市は、平成26年10月に「市民協働都市」を宣言しているほか、令和3年11月にゼロカーボンシティを表明しています。今後も市民・事業者と協働し、より一層の環境負荷低減に努めることとし、これまでの施策とその成果を踏まえ、引き続き3Rの推進・各主体間の連携に取り組み、市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”を目指します。

市民は、日常生活の中でごみの減量や分別等を、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・資源化及び適正処理に努め、市は、すべての市民・事業者が循環型都市づくりに参加できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と連携を促します。このように、それぞれが行動し自らの役割を果たすとともに、製品の製造から流通・消費・廃棄に至る様々な過程において各主体が協働することで、さらなる3Rの展開や課題解決を図ります。

市民・事業者・行政の協働による
環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”

なお、本市の目指す“循環型”は以下のとおり、3Rの考え方に基づき「発生抑制」「再使用」「再生利用」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、最終処分量をゼロにするとともに、どうしても燃やさざるを得ないごみについては、多摩川衛生組合等と協力して焼却余熱の発電利用等エネルギーとしての活用を進め、適正に処理していく社会とします。

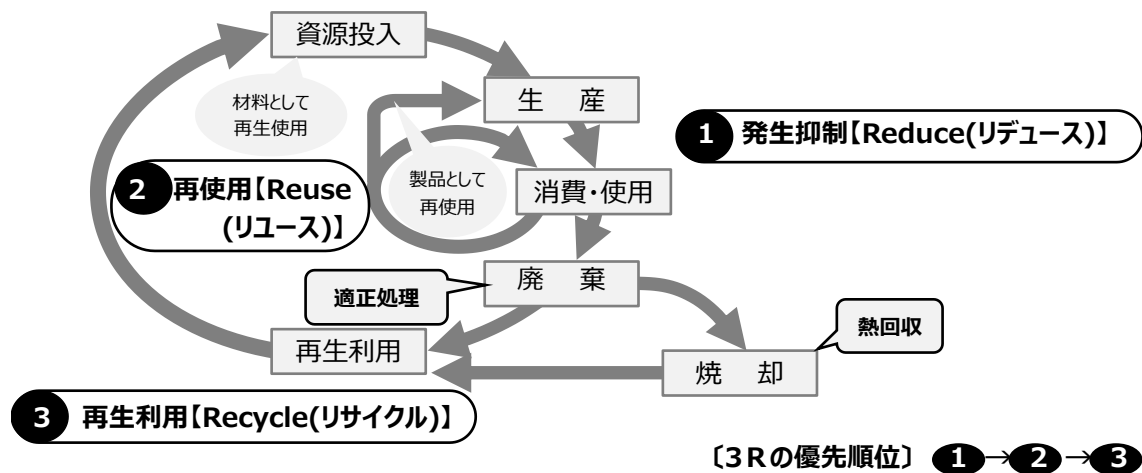


図 3-1 本市が目指す循環型のイメージ図

3.1.2 基本方針

“循環型都市『府中』”の実現に向けた本計画における基本方針は、次の3つとします。

1. “もったいない”の心で、発生抑制と再使用の推進

ごみ量が停滞している現状に鑑み、“ごみそのものを発生させない”ことを重視し、1人1人が“もったいない”の心を持って日常生活や事業活動を見直す行動につながられるよう、3Rの中でも優先順位の高い2R（発生抑制・再使用）の取組を推進していきます。

2. “ごみ”から“資源”へ、さらなる資源循環への取組

発生抑制・再使用を進めてもどうしても排出されてしまうごみについては、資源として分別し、可能な限り資源化を進めます。資源化に当たっては、地域での取組や事業者と連携した取組等についても積極的に推進することで、さらなる資源循環を目指します。

3. 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

快適で安全な生活環境を維持するため、環境負荷やコストの低減等の多様な視点から、ごみや資源物の安定的・効率的なごみ処理体制の確保を図ります。また、大規模災害等の非常事態時における適正処理体制の確保等にも努めていきます。

3.2 ごみ処理基本計画の目標値

3.2.1 将来人口

将来人口※は、総合計画に基づく人口を採用します。

今後10年間については令和12年度をピークに全体としては増加傾向となり、計画の目標年度である令和14年度の人口は約26万2千人と予測されます。

※10月1日現在の人口とする。

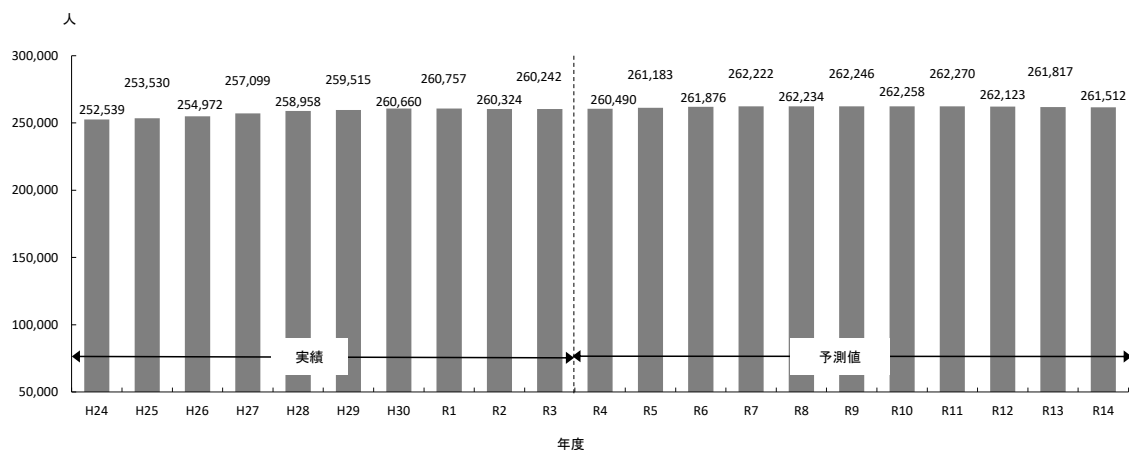


図 3-2 将来人口の推移

3.2.2 目標値及び参考指標

総合計画では、基準年度を令和元年度として、令和7年度における一般廃棄物に係る5項目の目標値を定めています。

この総合計画は本計画の上位計画に当たるため、本計画における目標値及び参考指標で、総合計画の目標値を充足するものとします。

なお、本計画の目標値は2項目とし、残りの3項目は計画の進捗状況把握のための参考指標とします。

(1) 目標値

1. 市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量

令和3年度現在、燃やすごみ排出量は市民1人1日当たり410g/人・日です。
これを令和9年度までに356g/人・日以下、令和14年度までに353g/人・日以下とします。

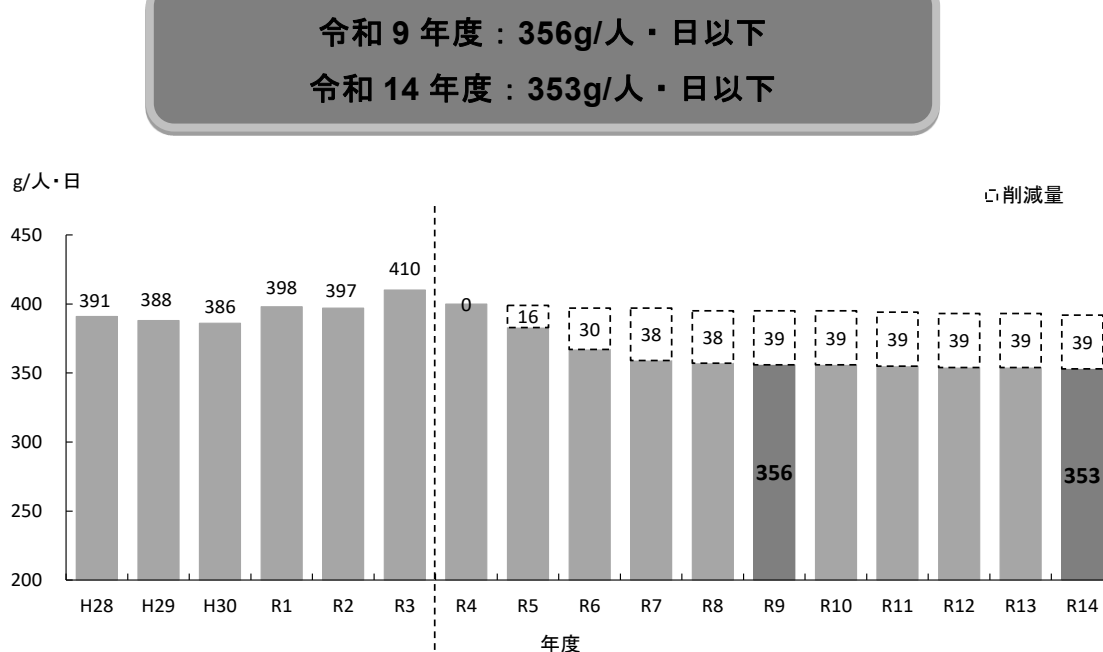


図 3-3 目標値①市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量

2. 最終処分場での埋立処分量

令和3年度現在、埋立処分量は0tであり、今後もこれを維持します。

0t を維持

(2) 参考指標

1. 市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量

令和3年度現在、市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量は8.22kg/人・年です。
これを令和9年度までに7.46kg/人・年以下とし、以降それを維持します。

令和9年度：7.46kg/人・年以下
令和14年度：7.46kg/人・年以下

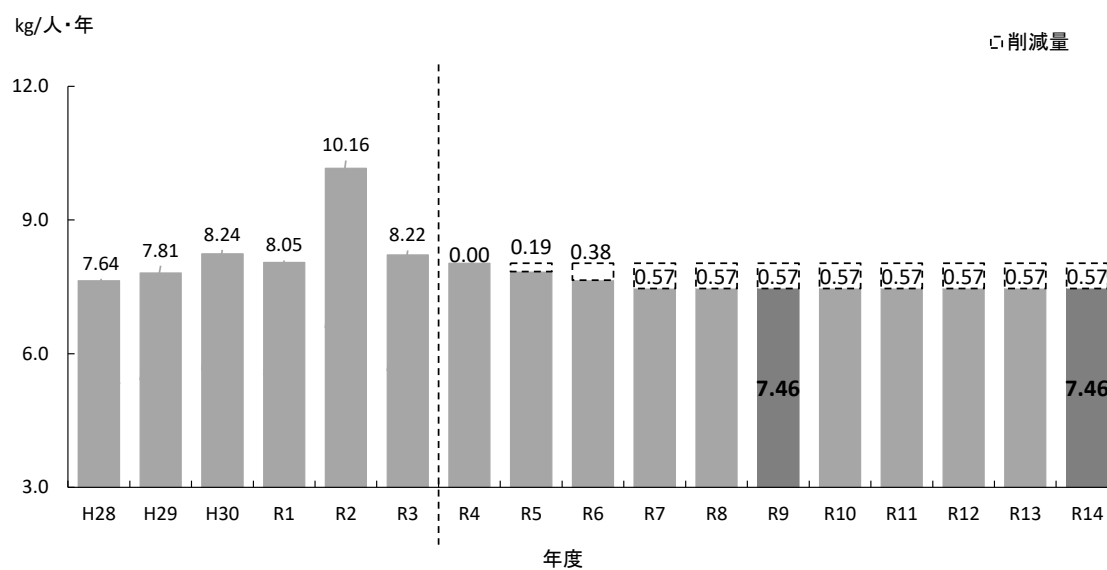


図 3-4 参考指標①市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量

2. 市民1人1日当たりの収集後資源化量

令和3年度現在、収集後資源化量※は市民1人1日当たり72g/人・日です。
これを令和9年度までに83g/人・日以上、令和14年度までに84g/人・日以上とします。

※リサイクルプラザに搬入されたごみから選別された資源物の量

令和9年度：83g/人・日以上
令和14年度：84g/人・日以上

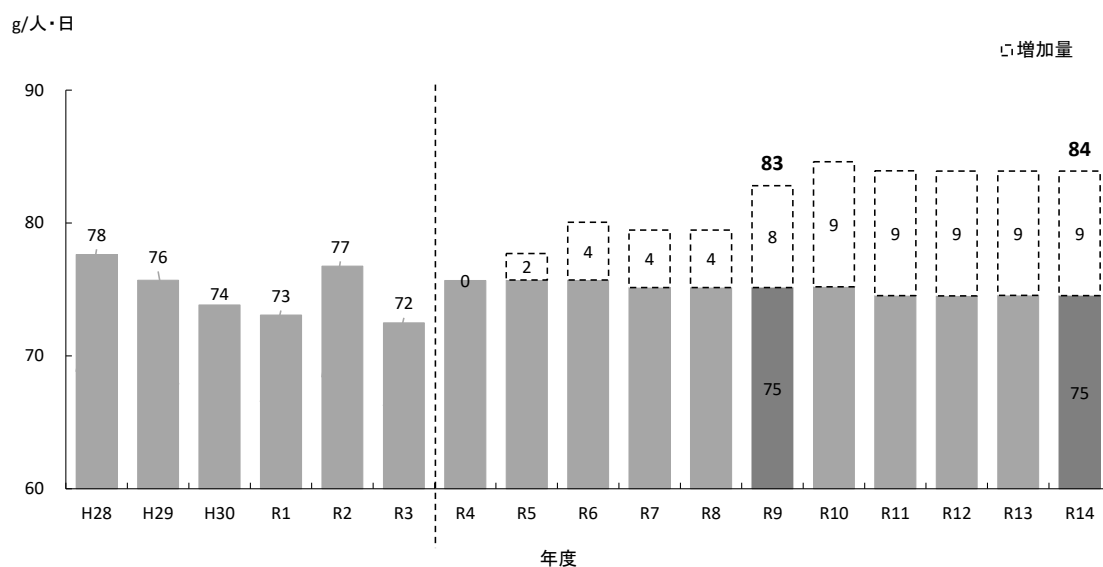


図 3-5 参考指標②市民1人1日当たりの収集後資源化量

3. 総資源化率

資源物収集及び中間処理により選別された資源物の資源化量と集団回収量の合計を、総ごみ量と集団回収量の合計で除した数値の多摩地域での順位です。

令和9年度までに多摩地域1位を目指し、以降それを維持します。

多摩地域 1 位

3.3 施策の内容

施策体系を以下に示します。また、施策の内容を次頁以降に示します。

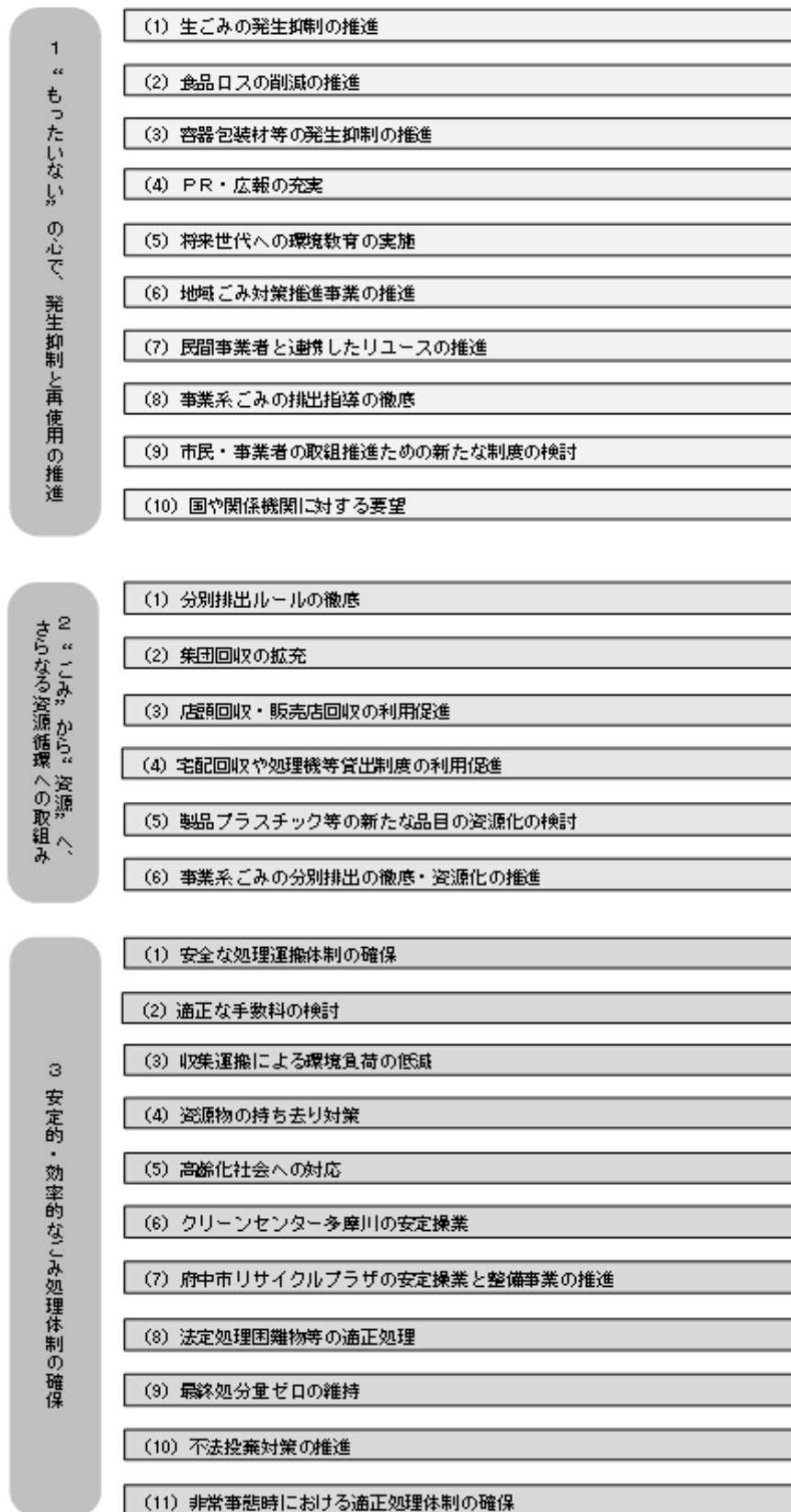


図 3-6 施策体系

3.3.1 “もったいない”の心で、発生抑制と再使用の推進

(1) 生ごみの発生抑制の推進

水分の多い生ごみの重量を減らすため、イベント時等の水切りネットの配布を始めとした啓発により、水切りを推進します。

また、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入についての補助制度を継続し、より資源循環の効果が高いコンポストを積極的に PR していきます。さらに、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行う等、地域ごみ対策推進員等の協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

なお、生ごみ処理機貸出事業により、購入を検討している方や処理機による減量効果を試してみたいという方へは貸出を行うことで、利用者の拡大を図ります。

(2) 食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減に向けて、調理時・買い物時等の日常生活で取り組むことができることを、「食を知る・楽しむ」視点も入れつつ、PR や広報を様々な媒体を通して実施します。また、外出時の食品ロス削減に向け、全国的な食べ残しを減らす運動「30・10（サンマルイチマル）運動^{※1}」を推進するとともに、飲食店に対しては、量より質を重視したメニューや小盛りメニューの提供、食べ残しの持ち帰りへの対応等について、「府中市食べきり協力店制度」も活用し、働きかけを行います。

また、市民や事業者に向けて、フードドライブ、フードシェアリングサービス及びフードバンク活動^{※2}について、その仕組みや市内及び近隣での実施情報を広く周知するとともに、フードドライブについては市でも定期的に実施していくこととし、市民等への参加協力を促します。さらに、「手前どり」に関するポップ作成を実施するほか、余剰食品を持ち寄っていただいた方へのインセンティブ（動機付け）について、他事例を参考にフードドライブ事業スキームを検討していきます。

※1：食べ残しが多くなりやすい宴会時において、最初の 30 分、最後の 10 分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動。

※2：食品としての品質には問題ないものの、さまざまな理由で廃棄される食品の寄付を募り、必要とする団体組織や家庭に無償提供する活動。

(3) 容器包装材等の発生抑制の推進

市民に対しては、ばら売り・量り売りでの商品購入等、容器包装材の発生抑制の取組を呼びかけます。また、マイ箸やマイボトル等の使用についても呼びかけることで、不要なカップやカテラリー等を断ることによる販売店でのごみの発生抑制を促します。

また、販売事業者に対しては、市内の店舗と協議を行いながら、ばら売りの推進やレジ袋の軽量化といった容器包装使用量の削減や、詰め替え容器や再生品、エコマーク商品等、環境に配慮した商品の積極販売を促します。削減の働きかけの対象となる店舗は、スーパーマーケット等の大型店や商店会等から始め、徐々に拡大します。

その他、「量り売りに取り組んでいる」、「詰め替え容器、再生品を多く販売」や「ごみが少ない売り方」といった市民や事業所に有益な情報について、積極的な PR を継続します。

（４）PR・広報の充実

引き続きごみ情報紙「府中のごみ」の発行や市 HP の更新等に取り組み、ごみに関する PR・広報の充実を図ります。なお、年齢層・ライフスタイル等に応じたきめ細やかな情報提供を目指し、近年導入したアプリ運用の見直しや幅広い情報媒体の活用についても検討していきます。また、転入者に対しても確実に必要な情報が届くよう、他部署と連携していきます。

さらに、これまでは、市民の行動を変えるきっかけの 1 つとしてマイバッグ持参運動がありましたが、今後はこれに変わる市民が取り組みやすいキャンペーン等についても積極的に検討していきます。

（５）将来世代への環境教育の実施

次世代の育成を目的とした環境教育として、学校での出張説明会、各種コンクール等を継続します。これらについては、児童・生徒にも分かりやすく、興味が持てるよう工夫するとともに、対象の拡大についても検討してきます。併せて、府中市リサイクルプラザの見学受け入れも継続し、目で見学学ぶ機会を充実させていきます。また、新しいリサイクルプラザにおいては啓発スペースを新たに設置し環境教育の拠点として利用するほか、現府中市リサイクルプラザと同様に見学受け入れを継続していきます。

また、地域ごみ対策推進員等のごみ減量を率先して実践する市民が、市が実施する出前講座等を積極的に呼び掛ける等、取組の拡充を図ります。

さらに、リサイクルフェスタや各文化センターの地域まつり、府中市民協働まつり等既存の取組を、必要に応じてオンライン開催・参加を含め引き続き実施していきます。

（６）地域ごみ対策推進事業の推進

地域ごみ対策推進員を引き続き各地域の 3R 推進のリーダーとして位置付け、本市と推進員が連携してごみ減量と分別徹底、集団回収の拡充、まちの美化を含めた不法投棄対策等の活動を推進します。

また、推進員に対する研修の充実を図るとともに、研修を効率的に実施すべく、各地域の代表者に学んでもらい、それを地域で広めてもらうような流れの構築を目指します。

（７）民間事業者と連携したリユースの推進

令和 3 年度には株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結しており、利用者の拡大に向けて市民への周知を継続し、粗大ごみ等のリユースを推進していきます。

また、そのほかの民間事業者とも連携し、利用可能な品の交換・販売活動の支援等について検討していきます。

（８）事業系ごみの排出指導の徹底

延べ床面積 1,000m²以上の事業用大規模建築物（令和 3 年度時点で約 210 事業者）に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付けて

おり、引き続き同計画書に基づく立入調査等を活用しごみの減量を促します。また、より効果的な指導等を行うため、他事例等を参考に、立入調査対象の選定方法や調査内容等を検討します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、多摩川衛生組合と連携しクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、市指導員による排出指導を行う等、許可業者と連携しつつごみの適正排出を促します。

少量排出事業者に対しては、登録制度を活用した実態把握を行い、ごみの減量を各事業者に促すとともに、S サイズ袋の導入を検討します。なお、登録制度については、移転・廃業時の届け出ルールや排出ルールについて見直しを図ります。さらに、住宅と併用している事業所についても、ごみ排出の区分化の徹底・指導を継続していきます。

(9) 市民・事業者の取組推進のための新たな制度の検討

さらなるごみ減量・資源化の推進に向け、民間事業者を含めた関係主体とも連携しつつ、必要に応じて動機付けも含めた新たな制度について検討します。

家庭ごみについては、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている優良集合住宅の表彰制度等により、住民協力の重要性についても周知することを目指します。また、事業系ごみについては、積極的にごみの減量や資源化に取り組む優良事業者の表彰制度等により、取組や成果の紹介を実施し、事業者の取組を喚起するとともに市民の関心を高めることを目指します。

(10) 国や関係機関に対する要望

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要請を行います。

3.3.2 “ごみ”から“資源”へ、さらなる資源循環への取組

(1) 分別排出ルールの徹底

ごみ情報紙「府中のごみ」や HP 等の各種広報媒体を活用して、分別排出ルールを分かりやすく周知し、各家庭による正しいごみの排出について働きかけを継続します。特にその他雑紙、容器包装プラスチックや燃やさないごみについては、該当する分別区分や洗浄の程度等といった細かな基準について分かりやすい解説やその周知に努め、分別徹底・適正排出を促します。

集合住宅に対しては、住民の転出入が多いため、転入時の周知を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない 10 世帯以下の集合住宅等については、地域ごみ対策推進員等地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。

さらに、ルール違反で排出されるごみについては、引き続きルール違反シールを貼り取り残しを行うことで改善を求め、排出者の意識改革を促します。

（２）集団回収の拡充

集団回収については、利点や排出場所等を市民に周知するとともに、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討し、他部署とともに連携を図りつつ持続可能な制度としての確立を目指していきます。

また、市況価格の状況等も注視しつつ、実施団体・再生資源取扱業者に対する奨励金や集団回収対象品目についても、必要に応じて見直し等を検討していきます。

（３）店頭回収・販売店回収の利用促進

店頭回収を実施している販売事業者の情報について、より多くの市民に向けて、回収店舗や品目等を周知し、店頭回収の利用を促進します。また、新聞紙等については販売店回収を促進します。

（４）宅配回収や破砕機貸出制度の利用促進

小型家電については、希少資源の有効活用に向けた取組の一つとして、リネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結しており、今後も利用者の拡大に向けて市民への周知を継続します。

また、剪定枝については、剪定枝破砕機の貸出事業を継続、利用者の拡大を図ります。

（５）製品プラスチック等の新たな品目の資源化の検討

プラスチックについては、新たなリサイクルプラザの整備と合わせて容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括回収について詳細な検討を行います。

また、新たに資源化できる品目がないかについて調査・研究を行い、実現可能性について検討を行います。

（６）事業系ごみの分別の徹底・資源化の推進

延べ床面積 1,000m²以上の事業用大規模建築物に対しては、引き続き再生利用に関する計画書に基づく立入調査等を活用し、雑がみや厨芥等の再生可能な品目について、民間事業者等を活用した資源化を促します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、多摩川衛生組合と連携しクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、市指導員による排出指導により、許可業者と連携しつつ分別徹底・可能な限りの資源化を促します。

少量排出事業者に対しては、登録制度を活用した実態把握を行い、分別徹底・可能な限りの資源化を各事業者に促すとともに、ルール違反で排出されるごみについては、家庭ごみと同様、引き続きルール違反シールを貼り取り残しを行うことで改善を求め、排出者の意識改革を促します。また、古紙類等については、事業者自らが問屋等へ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行う等の取組を促します。

分別状況については適宜確認し、問題点の把握に努めるとともに、改善に向けて必要な情報の提供等に取り組み、事業者の分別排出・資源化意識の向上を図ります。

3.3.3 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

(1) 安全な収集運搬体制の確保

ごみ・資源物の収集運搬においては、交通法規を遵守し事故等を起こさないよう、また、ライターやスプレー缶等の危険ごみ混入による収集車両の火災や爆発事故が起きないように、収集作業員へ安全な作業の指導を行います。合わせて、市民に対しても危険ごみの分別徹底を周知し、安全なごみ・資源物の収集体制を確保します。

(2) 適正な手数料の検討

家庭ごみの有料化導入の効果については、導入後 10 年が経過していることから、手数料のあり方について令和 4 年度に府中市廃棄物減量等推進審議会にて審議した内容を基に検討した結果、手数料は据え置きとなりましたが、今後も適宜チェックを行っていきます。また、事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、周辺自治体の状況等も考慮しながら、適正な収集手数料について検討を行います。

(3) 収集運搬における環境負荷の低減

国や都の脱炭素化に向けた動きに合わせて、収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の低減を図ります。効率化の検討に当たっては、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施するとともに、ICT*等の活用によるさらなる効率化についても、先進事例を収集した上で検討します。

※ICT(Information and Communication Technology)：通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

(4) 資源物の持ち去り対策

警察と連携しての定期的な持ち去り防止パトロール、持ち去り禁止注意看板設置を継続し、今後も取り締まりを行っていきます。

また、関東製紙原料直納商工組合等との「古紙の持ち去り防止に関する協働・連携協力協定」により市のパトロール車両及び収集運搬車両へのステッカー貼付、集団回収に登録している回収車には市の許可を得ていることを明示する等により、車両の見分けを明確にする工夫を継続します。

市民に向けては、集団回収・販売店回収の利用や資源物の排出時間の徹底（前日や夜中にはなるべく出さず、朝 8 時までに出す）を周知していきます。

(5) 高齢者等への排出支援

ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者等の世帯に対しては、福祉シール制度を活用して排出の支援を行っており、今後もこれを継続していきます。

(6) クリーンセンター多摩川の安定操業

クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っており、今後も現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続します。本市のごみの安定的処理に向けて、構成市として安定操業の働きかけを引き続き行っていきます。

(7) 府中市リサイクルプラザの安定操業と整備事業の推進

本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザにおける設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。

また、新たなリサイクルプラザの整備事業については、令和9年度からの稼働開始を目指し、各種調査や計画策定・設計等を順次進めていきます。その中で、処理の効率化やプラスチック一括回収を見据えた処理工程についても検討していきます。

(8) 処理困難物等の適正処理の推進

国が指定する適正処理困難物（スプリング入りマットレスを除く。）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）、各業界の自主回収品（消火器等）、中間処理施設等の受入基準に適さないもの（畳、コンクリート製品等）については、本市では処理を行うことができないため、処理業者の紹介等により、排出者へ適正な排出・処理を促します。

また、同じく本市で処理を行うことができないものが含まれる家庭から排出される在宅医療廃棄物については、高齢化の進行により今後も増加すると予想されるものの、排出者は一部であるため、対象を絞っての効率的な情報伝達方法について関係者と協議しつつ、引き続き適正排出方法等を周知していきます。

(9) 最終処分量ゼロの維持

中間処理後に発生する焼却残さについては東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、不燃残さについては民間資源化施設における資源化を継続することで、今後も最終処分量ゼロを維持していきます。また、東京たま広域資源循環組合や東京都等との連携・協力により、エコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

(10) 不法投棄対策の推進

不法投棄が多い地域については、地域住民や警察との連携を強化し迅速に情報を得られる体制を継続するとともに、不法投棄防止パトロールや警告看板設置等の対策を講じます。連携体制については、警察、庁内関係部署（道路課、公園緑地課、環境政策課）、東京都、国、道路管理センター等の関係機関のほか、自治会、地域ごみ対策推進員等の地域との連携をどのように図っていくか検討していきます。

また、まちをきれいな状態に保つため、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、ボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、不法投棄しにくい環境を地域全体で作っていきます。

(11) 非常事態時における適正処理体制の確保

収集運搬や中間処理等について、令和2年1月に策定した府中市災害廃棄物処理計画や府中市災害廃棄物処理マニュアル、関連する協定等に基づき他自治体や関係団体との広域支援体制を維持し、災害発生時には相互支援・連携を図っていきます。また、災害発生時の実効性を高めるために、特に地域防災計画との役割分担に係る整合や仮置場候補地等について詳細な検討を行っていきます。さらに、新型コロナウイルス等の感染症拡大に伴い、適切にごみの排出方法等の周知を継続していくとともに、排出されるごみの量・質の変化についても注視していきます。

3.4 計画の推進体制

3.4.1 市民・事業者・市の役割

3R の取組は、市民・事業者・行政の各主体が自ら率先して取り組み、担うべき役割を果たさなければなりません。また、より一層のごみの減量・資源化を実現するためには、主体間における連携を図り、協働による施策を展開する必要があります。

本計画は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

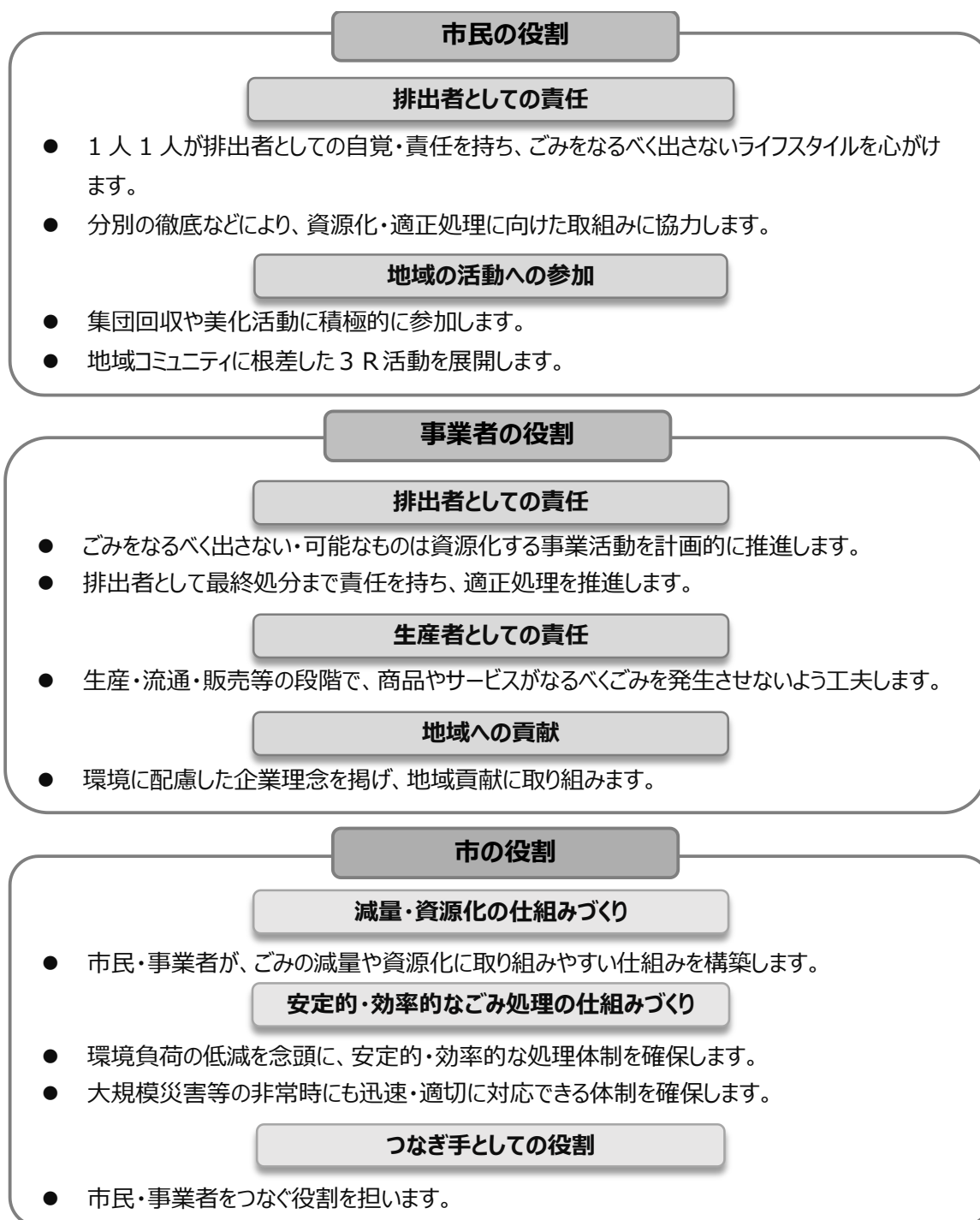


図 3-7 市民・事業者・市の主な役割

3.4.2 PDCAによる計画推進

市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められます。ごみ処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行うとともに、それらの施策が環境負荷の低減やごみの減量に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進に当たり、目標値・参考指標等を用いつつ、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。

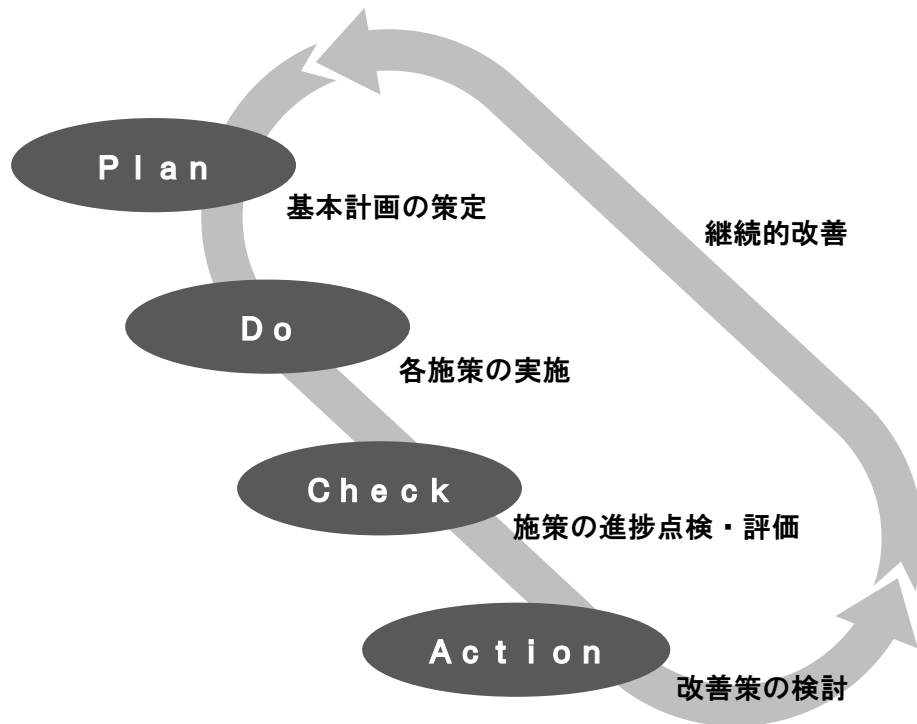


図 3-8 PDCA サイクル

第4章 食品ロス削減推進計画

4.1 背景

我が国では生産、製造、販売及び消費等の各段階において日常的に大量の食品ロスが発生しています。「食品ロス」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうことを意味し、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及される等、世界的な課題として取り上げられています。

現在の我が国では家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量を合わせて522万t（令和2年度）の食品ロスを排出している状況であり、令和元年度からは家庭系食品ロス量が14万tの削減、事業系食品ロス量は34万tの削減に成功しています。令和2年度の食品ロス量は推計を開始した平成24年度以降最小の発生量となっています。農林水産省にて推計した令和元年度及び令和2年度の食品ロス量を以下に示します。

表 4-1 令和元年度及び令和2年度における食品ロス発生量（全国）

	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
家庭系食品ロス量（t）	2,610,000	2,470,000	▲140,000
事業系食品ロス量（t）	3,090,000	2,750,000	▲340,000
合計（t）	5,700,000	5,220,000	▲480,000

しかし、現状の食品ロス量においても国民1人1日当たり約113gの食品ロスを発生していることになり、茶碗約1杯分の重量と同等に換算することができ、減量する余地がいまだに多く残っていることが言えます。

食品ロスが発生することにより生じる問題として、環境問題及び食料問題が挙げられます。環境問題としては、2019年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の気候変動と土地に関する特別報告書によると、2011年の食品廃棄にあたっての人為的温室効果ガス発生量のうち8～10%に寄与していることが報告されています。また、食料問題としては、世界人口の約9人に1人（約8億人）の割合で栄養不足に陥っている状況となっており、本当に食料を求めている人に対して、食料品を供給する必要があります。

本市においては従来食品ロスの組成分析調査を実施しておらず、過去の食品ロス発生量が把握できていませんが、令和4年度に実施した組成分析調査より新たに食品ロス発生量を調査し、今後も継続的に実施していくことで食品ロスの現状把握に努めていきます。また、これにより本計画は食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づいて「家庭系及び事業系の食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる」という目標の達成に寄与するものとします。

4.2 本市における食品ロスの現状及び課題

令和4年6月・7月に実施したごみの組成分析調査結果のうち、令和4年度より開始した食品ロスに関する結果を図4-1から図4-4に示します。

燃やすごみのうち生ごみ（厨芥）中に含まれている食品ロス（直接廃棄及び食べ残し）は、直接廃棄※¹で約26%、食べ残し※²で約16%、合計で約42%も含まれています。また、直接廃棄のうち約22%が「100%手つかず※³」のまま廃棄されています。燃やすごみ全体の割合でみると「100%手つかず」は約8%となり、剪定枝葉や紙おむつ等よりも多く含まれています。そのため、生ごみ（厨芥）中の食品ロスを、直接廃棄・食べ残しともに減少していく必要があります。また、過剰除去分は調査結果では調理くずに含まれていますが、過剰除去分についても削減していく必要があります。

なお、直接廃棄のうち賞味期限内で廃棄されているものは少なく、賞味期限切れで廃棄されている割合が一定程度あることから、賞味期限と消費期限の違いに関する理解の不浸透が課題として挙げられます。また、消費期限切れで廃棄されるものも一定程度あり、消費期限切れのものを発生させないための買い物時・調理時の意識の向上や行動の改善も課題として挙げられます。

※1：調理前で食卓にのぼっていない食品

※2：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品

※3：「100%手つかず」：購入後全く手が付けられずに捨てた食品

「50%以上残存」：購入後ほとんど手が付けられずに捨てられた食品

「50%未満残存」：購入後一定程度手が付けられて捨てられた食品

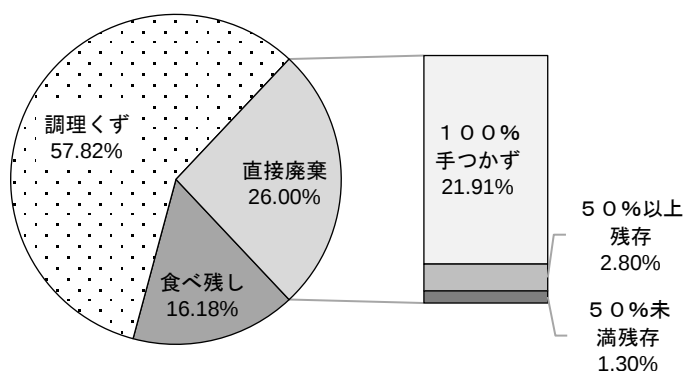


図 4-1 燃やすごみのうち生ごみ（厨芥）中の内訳

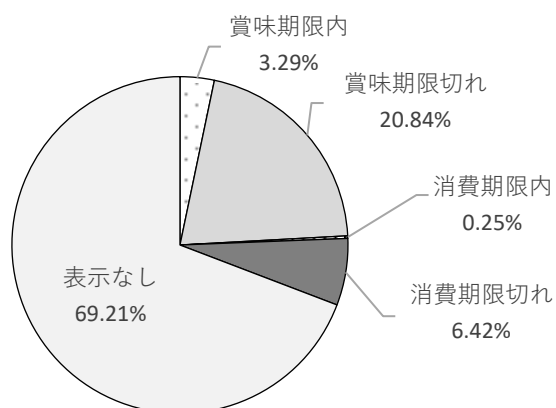


図 4-2 直接廃棄の生ごみ（厨芥）のうち「100%手つかず」の内訳

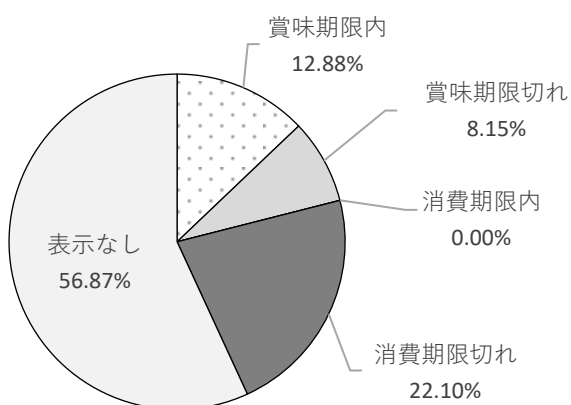


図 4-3 直接廃棄の生ごみ（厨芥）のうち「50%以上残存」の内訳

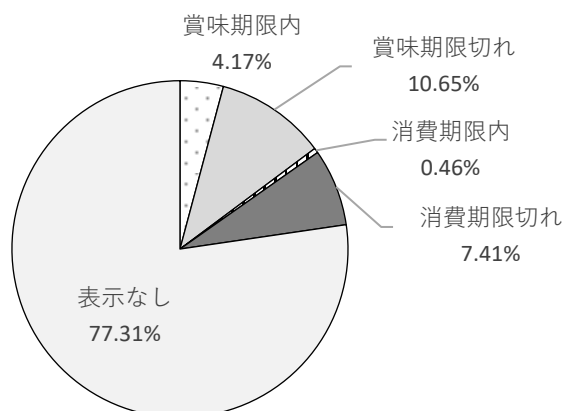


図 4-4 直接廃棄の生ごみ（厨芥）のうち「50%未満残存」の内訳

4.3 食品ロス削減推進計画の目標値

国は食品ロス削減推進法において、食品ロスを 2000 年度（平成 12 年度）比で 2030 年度（令和 12 年度）までに半減させることを目標として掲げており、本市でもこれを踏まえた目標値を設定します。

ただし、本市の平成 12 年度における食品ロスの実態は把握することができないため、全国で平成 12 年度から令和 2 年度にかけて減少している割合を用い、本市でも同様に減少していると仮定して設定します。

全国の平成 12 年度と令和 2 年度における食品ロス発生量を以下に示します。

表 4-2 各年度における食品ロス発生量（全国）

	平成 12 年度 (2000 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 12 年度 (2030 年度) (国の目標年度)
家庭系食品ロス量 (t)	4,330,000	2,470,000	2,165,000
2000 年度基準割合 (%)	100%	57%	50%
2020 年度基準割合 (%)	—	100%	88%
事業系食品ロス量 (t)	5,470,000	2,750,000	2,735,000
2000 年度基準割合 (%)	100%	50.3%	50.0%
2020 年度基準割合 (%)	—	100%	99.5%

上記より、令和 2 年度の食品ロス量は平成 12 年度比で家庭系が約 43%、事業系は約 49.7%の削減に成功しています。

なお、令和 4 年度までの食品ロス削減割合については、令和 2 年度までの削減量と同程度と仮定します。

したがって、本市における削減目標割合は、国の目標である令和 12 年度に向けて、令和 4 年度比で食品ロス量を、家庭系は現状に対して 88%まで削減、事業系は現状に対して 99.5%まで削減をする必要があります。

また、本計画の目標年度は令和 14 年度となるため、国が掲げている令和 12 年度までの目標は令和 14 年度までに達成する計画とします。

本市の食品ロス発生量の目標値は以下の通りとします。家庭系と事業系を合わせた合計での食品ロス発生量を目標値とします。

表 4-3 本市の食品ロス発生量の目標値

	令和 4 年度※1	令和 9 年度 中間目標値	令和 14 年度 目標値	令和 4 年度から の削減量
家庭系食品ロス量(t)	4,315	4,056t 以下※2	3,797t 以下※2	▲518
事業系食品ロス量(t)	1,370	1,367t 以下※2	1,363t 以下※2	▲7
合計 (t)	5,685	5,420t 以下※3	5,160t 以下	▲525

※1：ごみ量（推計値）及び令和 4 年度の組成より算出。

※2：家庭系及び事業系食品ロス量については、参考値として設定。

※3：10t 単位での端数処理により設定。

4.4 施策の内容

本市における食品ロスの課題に対応した施策を以下に整理します。なお、以下に示す施策は3.3.1で示している食品ロス及び生ごみに関する施策内容の再掲とします。

また、食品ロスの削減についても3Rと同様の考え方で、発生抑制が最も優先される施策となり、まだ食べられるものは有効活用し、どうしても発生してしまう生ごみは再生利用をして資源の循環を図ることを目指します。

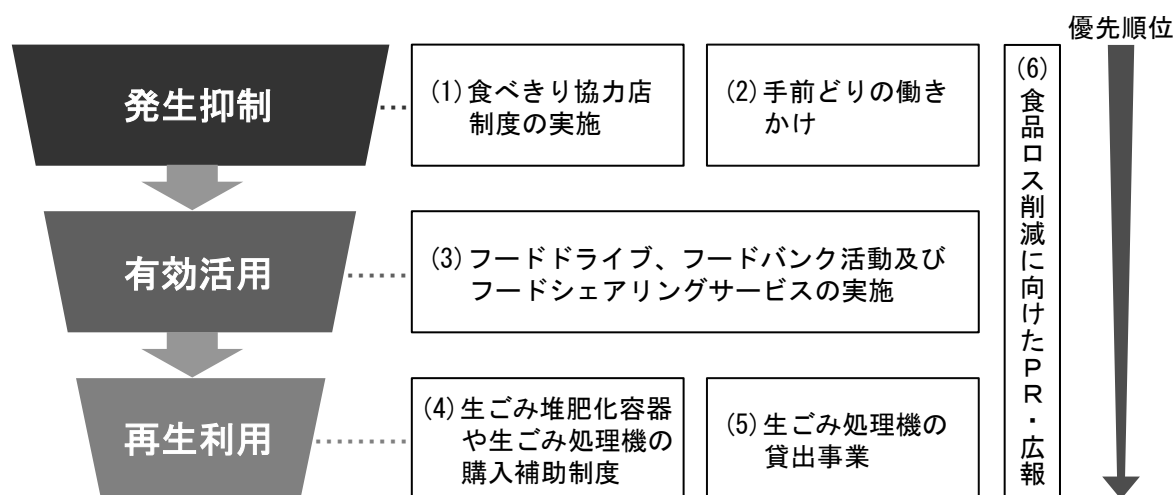


図 4-5 食品ロスにおける優先順位

(1) 食べきり協力店制度の実施

食べ残しや過剰注文をできる限り減らす取り組みとして食べきり協力店制度の実施をしていきます。市内の小売事業者や外食事業者等において、宴会時の乾杯後の30分間とお開き前の10分間は席について食事を楽しむといった30・10（サンマルイチマル）運動を推進していきます。また、料理を食べきれない人向けの料理を小盛の商品をメニューに盛り込むことや食べきれなかった人へお持ち帰りを促すといった工夫をして食品ロスの削減に努めます。

(2) 手前どりの働きかけ

消費者の日ごろの買い物の中で、購入してすぐに食べる場合や、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ手前どりの実施を呼び掛けるポップを作成する等、賞味期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減するように市民へ働きかけることを推進します。

(3) フードドライブ、フードバンク活動及びフードシェアリングサービスの実施

家庭で余っている食品や食品関連企業等より寄贈された食品を、団体を通じて、食料を必要としている人たちに向けて寄付をするフードドライブ及びフードバンク活動を継続して実施していきます。

また、アプリやECサイト※を通じて、売れ残り等を防ぎたい小売店等や生産者と、

食料を求める人や団体をマッチングするフードシェアリングサービスの利用を推進していくほか、余剰食品を持ち寄っていただいた方へのインセンティブ（動機付け）について、他事例を参考にフードドライブ事業スキームを検討していきます。

※EC サイト：商品やサービスをインターネット上においた独自の運営ウェブサイトで販売するサイトのこと。

（４）生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度

どうしても発生してしまう生ごみに関して、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入についての補助制度を継続して実施し、より資源循環の効果が高いコンポストを積極的に PR していきます。さらに、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行う等、地域ごみ対策推進員等の協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

（５）生ごみ処理機の貸出事業

(4)で購入を検討している市民へ向けて、生ごみ処理機貸出事業を実施します。購入を検討している方や試してみたいという方に向けて貸出を行うことで、利用者の拡大を図り、どうしても発生してしまう生ごみの再生利用に繋がります。

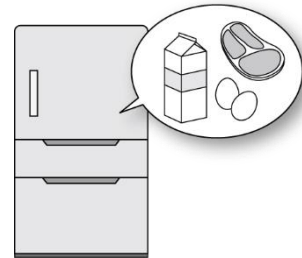
（６）食品ロス削減に向けた PR・広報

上記で掲げた施策や食品ロス削減に向けた情報等を市民に知ってもらうため、「食を知る・楽しむ」視点を含めた PR や広報を様々な媒体を通じて広く周知をしていきます。

コラム

①冷蔵庫 10・30(イチマルサンマル)運動

冷蔵庫の中身を把握せずに、同じものを購入してしまうことや余分な買い物を防ぐために、毎月の10日と30日に冷蔵庫の中身を確認する習慣をつけることにより、過剰購入による食品の腐敗を防ぐ冷蔵庫10・30(イチマルサンマル)運動が実施されています。

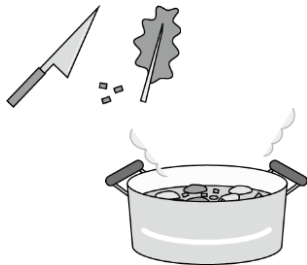


②使い切り料理・リメイク料理

使い残し食材や残り物を簡単にかつおいしく料理するレシピの普及が実施されています。

このようなレシピをいつでも見られるようにHP上で公開することやパンフレットに紹介する等といった取組があります。

また、いつもなら食べずに廃棄してしまう部分等を有効利用した調理体験教室を開く等、体験を通じて食品ロスの削減に取り組んでいます。



③商習慣等の見直し

食品メーカーや卸売業者、小売店の間で決められている「3分の1ルール」といった商習慣があります。

3分の1ルールとは、食品が製造された日からその食品の賞味期限までの期間を①納品期限、②販売期限、③賞味期限の3つの期限で3等分した商習慣となり、各期限を過ぎてしまった食品は賞味期限が過ぎていなくても廃棄する商習慣となります。

例えば、①～③の期限が合わせて3ヶ月あると仮定したとき、各期限はそれぞれ1ヶ月となります。初めの1ヶ月である①納品期限を守れなかっただけで、賞味期限まで2ヶ月を残している食品は廃棄されてしまう事例があります。このような商習慣の見直しを行うことにより、食品ロスを削減することができます。

また、賞味期限(おいしく食べられる期限)・消費期限(安全に食べられる期限)の違いを理解し、賞味期限切れのものは廃棄しない習慣を身に着けることで、食品ロスを削減することができます。



第5章 生活排水処理基本計画

5.1 生活排水処理の現状

5.1.1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移

過去 10 年間に於ける水洗式、くみ取り式及び単独浄化槽の収集人口及び世帯数の推移を表 5-1 に示します。令和 3 年度の世帯での水洗化率は 99.9% 以上に達しており、くみ取り式及び単独浄化槽の使用世帯の割合は合計で 0.1% 未満です。

表 5-1 生活排水の処理区分別収集人口・世帯数の推移

年度	区分	水洗式		くみ取り式		単独浄化槽式	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
H24		117,068	252,438	47	88	8	13
	普及率	99.95%	99.96%	0.04%	0.03%	0.01%	0.01%
H25		118,804	253,438	39	79	8	13
	普及率	99.96%	99.96%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H26		120,219	254,893	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H27		121,852	257,020	33	66	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H28		123,623	258,886	28	59	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.02%	0.02%	0.01%	0.01%
H29		124,475	259,446	27	56	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.02%	0.02%	0.01%	0.01%
H30		125,713	260,597	24	50	8	13
	普及率	99.97%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%
R1		126,634	260,696	22	48	8	13
	普及率	99.98%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%
R2		127,040	260,270	20	41	8	13
	普及率	99.98%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%
R3		127,845	260,190	19	39	9	10
	普及率	99.98%	99.98%	0.01%	0.01%	0.01%	0.00%

注) 端数処理の関係で合計が 100% にならない箇所がある。

5.1.2 し尿・浄化槽汚泥発生量

過去 10 年間に於けるくみ取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、表 5-2 に示すとおりです。令和 3 年度の発生量は合計で 305kL となっており、年々減少しています。令和 2 年度は事業系し尿で大きく減少していますが、令和 3 年度には再び増加しています。

表 5-2 し尿、浄化槽汚泥発生量

(単位：kL)

区分 年度	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	合計
H24	115	280	15	410
H25	94	269	18	381
H26	80	252	30	362
H27	72	295	15	382
H28	69	269	20	358
H29	65	282	28	375
H30	50	262	21	333
R1	52	233	26	311
R2	40	187	32	259
R3	42	224	39	305

5.1.3 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法を表 5-3 に示します。

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	1回/月
	事業所等	委託	随時
浄化槽 汚泥	一般家庭	委託	随時
	事業所等	委託	随時

5.1.4 処理・処分

収集されたし尿・浄化槽汚泥は公共下水道に投入しています。

5.2 生活排水処理基本計画

5.2.1 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理の目標と今後の処理主体

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き 100%水洗化を目指して、すべて下水道で処理することを目標とします。

今後の生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 今後の生活排水の処理主体

処理施設	生活排水の対象	処理主体（計画）
下水道	し尿及び生活排水	東京都及び府中市

(2) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、完全水洗化率 100%の達成を目指して、市の広報等により、非水洗化世帯への水洗化への切り替えの呼びかけ等を継続して実施します。

5.2.2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・汚泥の処理量の推計結果は表 5-5 に示すとおりです。

表 5-5 し尿、汚泥処理量の推計

(単位：kL)

区分 年度	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	合計
R4	42	250	29	321
R5	40	250	29	319
R6	39	250	29	318
R7	37	250	29	316
R8	36	250	29	315
R9	34	250	29	313
R10	33	250	29	312
R11	32	250	29	311
R12	31	250	29	310
R13	30	250	29	309
R14	28	250	29	307